

入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定により公告する。
この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

令和６年８月１９日

東広島市長 高 垣 廣 徳

１ 入札に付する事項

（１）物品・委託役務の名称	令和７年度軽自動車税（種別割）納税通知書等作成及び封入封かん等業務
（２）物品・委託役務管理番号	18060071
（３）物品委託役務内容	軽自動車税（種別割）納税通知に係る各種帳票・封筒の作成、印字及び封入封かん等を行うもの。
（４）納入・履行期間	契約締結日の翌日から令和７年４月２５日まで
（５）納入・履行（就業）場所	受注者が所管する作業場で発注者に届け出た場所
（６）予定価格	非公表
（７）最低制限価格	なし
（８）入札方式	一般競争入札
（９）入札区分	紙入札
（１０）使用する契約約款	業務委託契約約款（成果物の製造）
（１１）契約種別	複数単価契約
（１２）収入印紙	要

２ 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	令和３年１月１日から令和６年１２月３１日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	印刷・看板＞電算入出力・印字等処理
イ	法令等による登録等	次のいずれか ・一般財団法人日本情報経済社会推進協会（以下「ＪＩＰＤＥＣ」という。）からプライバシーマークの付与を受けていること。 ・ＪＩＰＤＥＣから認定を受けた認証機関による情報セキュリティマネジメントシステム（ＩＳＭＳ）適合性評価制度の認証を取得していること。
ウ	技術者	問わないものとする。
エ	営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	広島県内に本店又は営業所を有する者。
オ	会社の履行実績	問わないものとする。
カ	その他	令和６年８月１９日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の２（１）のいずれにも該当しないこと。

３ その他の入札条件

- （１）入札書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成２１年東広島市告示第８３号）別記様式第４号）によらず、本公告において定める様式「複数単価契約入札書（令和６年８月１９日公告・令和７年度軽自動車税（種別割）納税通知書等作成及び封入封かん等業務）」とする。
- （２）消費税に係る課税事業者にあつては、「単価」の欄の記載金額は、消費税及び地方消費税の額を含まない１銭（０．０１円）以上の額とし、有効桁数は小数第２位とする。また、単価の欄の記載金額を契約単価とする。
- （３）消費税に係る免税事業者にあつては、「単価」の欄の記載金額は、契約希望単価の１１０分の１００に相当する１銭（０．０１円）以上の額とし、有効桁数は小数第２位とする。ただし、当該金額の１０パーセントに相当する額（当該額に小数第２位未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を加算した金額を契約単価とする。
- （４）「単価×発注予定数量」の欄には、単価と発注予定数量を乗じて計算した額（当該額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を記載するものとする。
- （５）「入札金額（合計）」の欄には、「単価×発注予定数量」に記載した金額の合計を記載するものとする。
- （６）上記（１）から（５）までによらない入札書は、その入札を無効とする。

4 日程等

手 続 き 等	期 間・期 日 等	場 所 ・ 留 意 事 項
ア 公告日	令和6年8月19日	東広島市ホームページに掲載するとともに、東広島市総務部契約課（契約担当所属）で閲覧に供する。 閲覧場所は、「6 問い合わせ先（契約担当所属）」に記載のとおり。
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	令和6年8月19日～ 令和6年9月6日	東広島市ホームページに掲載するとともに、契約担当所属で閲覧に供する。 見本等の有無：有
ウ 同等品確認期間（物品の買入れ及び借入れに限る）		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得（平成21年東広島市告示第83号。以下「入札心得」という。）別記様式第2号（第4条関係））により発注担当所属に持参又はファクシミリにより送信すること。ファクシミリによる場合は、事前にその旨を発注担当所属に電話で連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ 質問書提出期間」に記載の発注担当所属とする。
エ 同等品確認回答閲覧期間		東広島市ホームページに掲載するとともに、発注担当所属で閲覧に供する。
オ 質問書提出期間	令和6年8月19日～ 令和6年8月26日 (午前8時30分～午後5時15分)	質問書は、本市所定の様式（入札心得別記様式第1号（第4条関係））により発注担当所属に持参又はファクシミリにより送信すること。ファクシミリによる場合は、事前にその旨を発注担当所属に電話で連絡すること。 財務部 市民税課（発注担当所属） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館5階） 電話番号 082-420-0910 / ファクシミリ番号 082-422-6810 質問書提出期間後の質問は受け付けない。 質問書の様式は、東広島市ホームページからダウンロードすることができる。
カ 回答書閲覧期間	令和6年8月29日～ 令和6年9月6日	東広島市ホームページに掲載するとともに、発注担当所属で閲覧に供する。
キ 入札期間	令和6年9月4日～ 令和6年9月5日 (午前9時00分～午後5時00分)	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当所属） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は、入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。）。 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク 開札日時	令和6年9月6日 午前10時40分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（1回目）を実施するものとする。再度の入札（1回目）は、開札の立会いの有無に関わらず、初度の入札参加者（当該入札が無効となったものを除く。）が参加できるものとする。 再度の入札（1回目）を実施する日時、場所等の詳細は、初度の入札に参加した者に対してファクシミリにより通知する。 再度の入札（1回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札（2回目）を行う。 再度の入札は、2回目まで行う。

5 格 格 要 件 確 認 資 料 の 提 出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「格 格 要 件 確 認 資 料」という。）の提出を求めない。

(1) 提出書類

書類の区分	提出書類 (○印)	備考
ア 入札参加資格確認申請書		様式は、東広島市ホームページからダウンロードすることができる。
イ 入札参加資格要件総括表		
ウ 誓約書		
エ 配置予定技術者届出書		
オ 履行実績確認表		
カ 履行実績証明書（物品・委託役務）		
キ 法令等による登録等を確認するための資料		
ク その他		

(2) 提出部数は、1部とし、提出した格 格 要 件 確 認 資 料は、返却しない。

(3) 提出期限

(4) 提出先 「6 問い合わせ先（契約担当所属）」のとおり。

(5) その他

入札参加者は、格 格 要 件 確 認 資 料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。

格 格 要 件 確 認 資 料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

格 格 要 件 の 審 査 の ため に 必 要 が 有 る と 認 め る と き は、期 限 を 定 め て 格 格 要 件 確 認 資 料 の 補 正 や 追 加 資 料 の 提 出 を 求 め る こ と が 有 る。

格 格 要 件 確 認 資 料 に 虚 偽 の 記 載 を し た 者 に 対 し て は、指 名 除 外 措 置 を 行 う こ と が 有 る。

6 問 い 合 わ せ 先（契約担当所属）

総務部契約課 物品役務係
東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）
電話番号 082-420-0930
ファクシミリ番号 082-431-0077

令和 7 年度軽自動車税（種別割）納税通知書等作成及び封入封かん等業務仕様書

1 業務名

令和 7 年度軽自動車税（種別割）納税通知書等作成及び封入封かん等業務

2 目的

令和 7 年度軽自動車税（種別割）納税通知書等を納税義務者に送付するに当たり、納税通知書、課税説明書及びその他の帳票類（以下「納税通知書等」という。）の様式を作成するとともに発注者から提供する U S B メモリにより記録された賦課情報をもとに、納税通知書等の印刷・製本・封入・封かんを行い、成果品として発注者に納品するもの。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和 7 年 4 月 2 5 日まで

4 履行場所

（1）履行場所 受注者が所管する作業場で発注者に届け出た場所

（2）履行場所の要件

作業場は、次の要件を満たすものとし、契約締結後に作業場の住所及び連絡先等を発注者に届け出ること。また、発注者が作業場への立ち入り検査を求めたときは、受注者側の業務実施責任者の立ち合いのもとで応じること。

ア 履行場所の保管物の保安と施錠について受注者が管理権限を有していること。

イ 情報保護には必要かつ十分な管理的措置が講じられていること。

ウ 火災や自然災害等に対しても保管物を厳重・安全に管理できる頑強な構造の建築物内であること。

5 成果品納入場所

東広島市役所本庁本館 5 階市民税課

6 準拠する法令等

個人情報保護に関する法律

東広島市契約規則

その他関係法令

7 提出書類

（1）受注者は契約締結後、本業務の作業工程についての実施体制等を記載した業務実施計画書を提出するものとする。

（2）受注者は契約締結後、実務経験があり本業務内容に精通した者を業務実施責任者に選任し、発注者に通知するものとする。

8 委託内容（履行区分）

（1）納税通知書等の帳票作成

ア 内容

令和7年度軽自動車税（種別割）納税通知書を納税義務者に対して送付するに当たり、納税通知書用帳票等を作成するもの。

イ 引渡し

（ア）引渡し物及び引渡し日

帳票番号等	名称	見本	原稿	引き渡し日	作成又は負担の主体
帳票番号1	軽自動車税（種別割）税通知書 一般用○公（当初用）	別紙① （原稿兼見本）	別紙① （原稿兼見本）	契約締結日の翌日以降で受注者が希望する日	発注者が提供する見本・原稿により受注者が作成する。
帳票番号2	軽自動車税（種別割）納税通知書 一般用□公（当初用）	別紙② （原稿兼見本）	別紙② （原稿兼見本）		
帳票番号3	軽自動車税（種別割）納税通知書 一般用□公（随時用）	別紙③ （原稿兼見本）	別紙③ （原稿兼見本）		
帳票番号4	軽自動車税（種別割）納税通知書 口座用	別紙④ （用紙見本）	別紙④ （④-1～6）		
帳票番号5	窓開き封筒 区内特	別紙⑤ （原稿兼見本）	別紙⑤ （原稿兼見本）		
帳票番号6	窓開き封筒 区内特外	別紙⑥ （原稿兼見本）	別紙⑥ （原稿兼見本）		
帳票番号7	窓開き封筒 随時用	別紙⑦ （原稿兼見本）	別紙⑦ （原稿兼見本）		
帳票番号8	窓開き封筒 長3	別紙⑧ （原稿兼見本）	別紙⑧ （原稿兼見本）	令和7年1月17日（金）	受注者が作成する窓開き封筒用のイメージ。
帳票番号9	チラシ（令和7年度軽自動車税について）	別紙⑨ （用紙見本）	別紙⑨ （⑨-1～4）	令和7年4月4日（金）	
引渡し物①	封筒（帳票番号5～7）掲載用広告イメージ	別紙⑤～⑦ （見本は前年度のもの）	広告事業主決定後、右記引渡し日を目安に提供する	令和7年1月17日（金）	
引渡し物②	定形外封筒（市名入り角2）	—	—	令和7年4月11日（金）	発注者の負担により作成して引き渡す。ただし、USBメモリは貸与とする。
引渡し物③	課税情報記録媒体（以下「USBメモリ」という。）	—	—		

※引渡し日は予定である。発注者の都合により遅れるときは、その後のスケジュールについて発注者・受注者により協議できるものとする。

（イ）引渡し物③USBメモリに記録して引き渡す物

「納税通知書印字用課税情報（CSV形式）」、「軽自動車税（種別割）納税通知書送付一覧表」、別記様式2「受領書」、別記様式3「納品書」、別記様式4「破損品記録簿」、別記様式5-1及び5-2「箱見出し表」、別記様式6「連絡票」、別記様式7-1及び7-2「通数表」

※別記様式の使用方法は後述するが、別記様式3、別記様式5-1及び5-2、別記様式7-1及び7-2については、同内容の記載があれば任意様式も可とする。

課税情報は発注者から、USBメモリ又は総合行政ネットワーク（LGWAN）により提供する。

USBメモリの場合は、当該USBメモリを正副2部作成し、それぞれに暗号化をするものとする。また、当該USBメモリに要する費用及び暗号化に要する費用は発注者が負担するものとする。当該USBメモリの受け渡し時は、受注者は発注者に借用書を提出するものとする。当該USBメモリは4（1）の発注者に届け出た場所において施錠できる金庫等で保管し、当該場所から持ち出してはならない。

LGWAN-ASPを用いたファイル転送サービス等（以下「サービス」という。）によ

りデータを収受する際、暗号化処理やパスワード設定等セキュリティ機能を確認し、発注者との協議の上、収受時のセキュリティ措置の内容を決定し明示する。なお、送付データは暗号化処理を施した上でサービスにアップロードをするものとする。データの複製は必要最小限とし、当該業務以外で利用してはならない。受注者は、受領したデータの利用が終了した際は、復元不可能な処理を施した上でデータを廃棄することとする。また、廃棄後、発注者に対してデータ内容、廃棄した年月日、廃棄方法を発注者に通知するものとする。

(ウ) 引渡書及び受領書

それぞれの引渡しにおいて、発注者は受注者に対して引渡書（別記様式１）を交付し、受注者は発注者に対して受領書（別記様式２）を提出すること。

ウ 数量（今年度作成枚数）

帳票番号	帳票名	作成枚数 (枚)	課税情報印字	帳票定義	仕様	連続帳票・ 単票の別
1	一般用○公（当初用）	6 6, 0 0 0	有	納税通知書 1 枚を 1 枚とする。(印刷方法は問わない)	原稿① 見本①	任意
2	一般用□公（当初用）	1 2, 0 0 0	有	納税通知書 1 枚を 1 枚とする。(印刷方法は問わない)	原稿② 見本②	任意
3	一般用□公（随時用）	1, 0 0 0	無	納税通知書 2 枚を印刷した A 3 帳票を 1 枚とする。	原稿③ 見本③	単票
4	口座用	1 2, 0 0 0	有	三つ折り圧着はがき（両面）とする。	原稿④ 見本④	任意
5	窓開き封筒（区内特）	2 0, 0 0 0	無	「郵便区内特別」と記載する。	見本⑤	単票
6	窓開き封筒 （区内特外）	3 5, 0 0 0	無	「郵便区内特別」と記載しない。	見本⑥	単票
7	窓開き封筒（随時用）	2, 0 0 0	無	「郵便区内特別」と記載しない。	見本⑦	単票
8	窓開き封筒（長 3）	3, 0 0 0	無	「郵便区内特別」と記載しない。	見本⑧	単票
9	チラシ	5 5, 0 0 0	無		B 4 両面 原稿⑨	単票

※ 詳細を帳票番号ごとの印刷仕様書で確認すること。

エ 校正

(ア) 校正を帳票ごとに 2 回まで行うこととする。

(イ) 第 1 校は令和 6 年 1 0 月 4 日（金）、第 2 校は令和 6 年 1 1 月 6 日（水）までに用意すること。ただし、帳票番号 5、6、7 の広告イメージ及び帳票番号 9 のチラシについては、この校正には含まれない。

(ウ) 予期できない税制改正等により最終校正後にやむを得ず原稿の微修正（ページ数の追加等のない範囲での文言の修正や追加）が必要となった場合は、校正回数の追加について発

注者と受注者が協議するものとする。

オ その他の仕様

- (ア) 検証・検査を行う帳票については、検証・検査に合格したのち指定の部数を作成するものとする。検証・検査のために作成する帳票の数量は、各項番の作成部数の内に含めないものとする。
- (イ) 帳票番号 1～3 には発注者の指定する位置にミシン目を施すこと。ただし、この後の製本及び封入封かん作業において、帳票がミシン目で切り離されることのないよう、ミシン目の強さには特に注意すること。納品の際、帳票がミシン目で切り離されているものについては、受注者の負担により再度帳票作成、印字等を行うものとする。
- (ウ) 帳票番号 1～3 を作成する際には、引き渡した P D F データを使用の上作成すること。
- (エ) 帳票番号 1～3 を作成する際は、カスタマバーコード及びコンビニエンスストア及びスマホ収納用バーコード GS1-128（以下「コンビニバーコード」と言う。）、地方税統一 QR コード（以下「統一 QR」と言う。）、eL マーク、案件特定キー及び確認番号等（以下「eL 番号」と言う。）のレイアウトは見本③を参照すること。（ただし、帳票番号 3 は、コンビニバーコード、統一 QR 及び eL 番号の印字は不要とする。）
- (オ) 帳票番号 1、2 及び帳票番号 3 では仕様が異なるため、注意すること。
- (カ) 印刷見本（ゲラ刷り）による金融機関の検査合格後、本刷りにかかること。
- (キ) 印刷に取り掛かる前に発注者の担当者と十分協議すること。
- (ク) 帳票番号 5 及び 6 ののり付け方法は問わないが、帳票番号 7、8 はアドヘヤ加工に限る。
- (ケ) 帳票番号 8 以外の封筒裏面に広告が 2 枠掲載されるので、広告の寸法（1 枠当たり縦 7 cm× 8 cm）に留意して封筒を組み立てること。

(2) 課税情報の印字

ア 内容

作成した納税通知書帳票に課税情報を印字するもの。

イ 数量

帳票番号及び名称 (履行区分)		印字枚数（発注予定数量） (下限～上限)	【参考】過去 3 年度の実績数量		
			R6	R5	R4
①	帳票番号 1 納税通知書 一般用○公（当初用）	66,000 枚 (61,000～66,000 枚)	64,335	63,884	63,091
②	帳票番号 2 納税通知書 一般用□公（当初用）	12,000 枚 (9,000～12,000 枚)	10,299	10,245	10,473
③	帳票番号 4 納税通知書 口座用	12,000 枚 (9,000～12,000 枚)	10,874	10,984	11,104

(注) 発注予定数量について

印字枚数は発注予定数量であり、変動がある。発注予定数量を上限とし、上限・下限は上記の範囲内とする。（詳細は「10 特記事項」を参照。）

ウ 印字プログラム

作成した帳票に印字をするプログラム（以下「プログラム」という。）については、受注者が開発したものを使用し、プログラムの開発費用は受注者の負担とする。

なお、納税通知書（一般用、口座）のファイルレイアウト及びレコードレイアウトは使用するプログラムに関わらず発注者が提供する。

(ア) 要件

発注者の指定する課税情報を発注者の指定する位置へ印字し、カスタマバーコード及びコンビニバーコード、統一QR、eLマーク及びeL番号を編集し印字できることを必須とする。加えて、統一QRの印字に伴い、プリンタの解像度が300dpi以上であることを必須とする。

なお、印字する統一QRは別紙「QRコード」データレイアウトを参照すること。

また、発注者の都合によりファイルレイアウトに軽微な修正が発生した場合は、プログラムの修正により対応すること。

(イ) 発注者から貸与する記録媒体

印字情報等の貸借等に係る記録媒体はUSBメモリを予定する。ただし、総合行政ネットワーク（LGWAN）上でのファイル転送サービスなどを受注者が保有している場合、当該サービスを利用したデータ收受も可能とする。

USBメモリを使用する場合、当該USBメモリは正副2部作成し、それぞれに暗号をかけるものとする。記録媒体に要する費用及び暗号化に要する費用は発注者が負担する。

(ウ) 課税情報

課税情報はCSV形式で提供し、口座・一般用○公・一般用□公・口座（前年度減免対象者）・一般用○公（前年度減免対象者）・一般用□公（前年度減免対象者）ごとに別ファイルとする。ファイルレイアウトは、固定長ファイルで、項目の間及び桁あまり部分をスペースで区切ったものとする。外字を正確に出力するために、文字フォントは「F U J 明朝」、文字コードは「U T F 8」とする。なお、文字フォント及び外字ファイルは発注者から受注者へ貸与するものを使用し、その使用権は本業務に限る。フォント及び外字ファイルの提供予定日は令和7年4月1日（火）（予定）とし、提供の有無については予定日に双方において確認することとする。

(エ) 印字テスト

発注者が用意したテストデータをもとに印刷テストを実施するので、印刷済のものを事前に検査納品すること。印刷テスト用の帳票の数量は、各項番の作成部数の内に含めないものとする。

また、テストデータで印刷した帳票のカスタマバーコード読み取りテスト、OCR読み取りテスト及びコンビニバーコード読み取りテストを、発注者を通じて検査に合格するまで実施するものとする。印刷テスト作業に要する運搬費は、受注者の負担とする。

（対応すべきコンビニエンスストア名称及びスマホ収納名） ※令和6年6月14日現在

コンビニエンスストア名
MMK設置店／くらしハウス／スリーエイト／生活彩家／セイコーマート／セブン
イレブン／タイエー／デイリーヤマザキ／ニューヤマザキデイリーストア／ハセ
ガワストア／ハマナスクラブ／ファミリーマート／ポプラ／ミニストップ／ヤマザ
キスペシャルパートナーショップ／ヤマザキデイリーストア／ローソン／ローソ
ンストア 100

スマホ収納名
P a y P a y 請求書払い／P a y B

エ 印字作業

印字作業は、プログラムを使用して印字するものとし、本番処理時と印字テスト時の印刷環境を変更しないこと。また公印を使用する帳票については、発注者が紙媒体又は電子データで提供する印影を使用するものとする。

オ 注意事項

印字に使用する帳票のうち、一般用についてはイの表に示すとおり、納税義務者の宛先が東広島市内のものを○公納付書（帳票番号1）に、東広島市外のものを□公納付書（帳票番

号2)に印字すること。また協議により、帳票の印字項目や印字位置、印字データレイアウトについて調整が発生する場合もあるため留意すること。

印字済の帳票の保管は受注者の責任によることとし、盗難や遺失、故意の持ち出し、自然災害による消滅等が起こらないよう厳重に管理すること。

(3) 製本

ア 内容

封入に当たり納税通知書の折り作業及び、口座用のハガキ圧着作業を行うもの。

イ 一般用 (○公・□公)

(ア) 別紙「封入封かん作業手順 (例)」記載の<紙折りイメージ>図にあるとおり、受領証と納税通知書間で二つ折りすること。

(イ) 発注者の指定した位置で正確に折ることができるのであれば、機械を使用しても構わない。

(ウ) 帳票がミシン目で切り離されることのないよう、ミシン目に注意して作業すること。

ウ 口座用

(ア) 使用する圧着はがきは三つ折りとし、印刷は両面とする。使用用紙はマットコート紙とする。

(イ) 糊付けで圧着すること。その際、乾燥に伴って開いたり、配達中の軽度の振動により開いたりしないよう圧着すること。ただし、人の力で容易に開封でき、かつ再接着ができないようにすること。

エ チラシ

B 4 の印刷面を外側にして B 5 サイズになるよう 2 つ折りにした後、長い方の辺を 3 等分するよう 2 か所を折り、三つ折りとすること。折り方は見本を参考にすること。

オ 注意事項

(ア) 個人情報につき不特定多数の目に触れないように注意して作業すること。

(イ) 受注者の過失による破損は受注者の負担において修復すること。

(ウ) 課税情報等に起因する破損品を発見した場合には破損品記録簿 (別記様式 4) に記載し、速やかに発注者に連絡すること。

(4) 封入封かん

ア 内容

(3) により製本作業の完了した一般用印字済納税通知書を発送用封筒に封入し封かんするもの。

イ 封入作業

(ア) 作業区分ごとの発送用封筒及び封入書類

帳票 番号等	名 称	作業区分			
		I 一般用 ○公	II 一般用 □公	III 一般用 ○公 (前年度減免対象者)	IV 一般用 □公 (前年度減免対象者)
1	一般用納税通知書 (○公当初用)	○		○	
2	一般用□公 (当初用)		○		○
5	窓開き封筒 (区内特)	○※ 1		○※ 1	

6	窓開き封筒 (区内特外)	○※1 以外	○	○※1 以外	○
9	チラシ	○	○	○	○

※1 安芸西条郵便局集配分

(イ) 作業手順

- ① 納税通知書の後ろにチラシを封入すること。
- ② 同一の納税義務者のものは一つの封筒にまとめて封入すること（10通まで）。
- ③ 同一納税義務者で11通以上の納税通知書があるものは、窓開き封筒は使用せずに定形外の封筒（市名入り 角2）を使用すること。定形外封筒の宛名は、シールを作成し貼り付けること。（封筒に直接印字でも可。）
- ④ 詳細は別紙「封入封かん作業手順（例）」で確認すること。ただし、これは作業手順の例示であり、正しく封入することができ、最終的に別紙「納税通知書仕分け手順（例）」の3に示すとおりに仕分けられるのであれば、作業過程は問わない。
- ⑤ 不明な点があれば随時、発注者の担当者に対して連絡票（別記様式6）で確認すること。
- ⑥ 納税義務者の特定には「カウンタ」を用いること。「カウンタ」とは納税通知書ごとに付番されている個別番号のことで、その構成は以下のとおりである。

<u>00</u>	—	<u>000000</u>	(	<u>000</u>	/	<u>000</u>	)
集配局コード		*納税義務者の通番		車両ごとの通番		納税義務者の全車両台数	
*納税義務者通番は一般用（減免）⇒一般用（○公）⇒一般用（□公）⇒口座用（減免）⇒口座用（減免以外）の順番で1から順に串刺し状態で付番されています。							

(ウ) 注意事項

- ・複数の納税義務者のものが同じ封筒に混在しないように細心の注意を払うこと。
- ・正確に封入できるのであれば機械を使用しても構わない。
- ・以下、（3）オと同様。

ウ 封かん作業

- ・必ず中身の確認をしてから封かんすること。
- ・以下、作業を行うに当たって、前項（ウ）に掲げる注意事項を遵守すること。
- ・封かん作業にあっても詳細は別紙「封入封かん作業手順（例）」で確認すること。ただし、封入作業と同様に、不備なく封かんできるのであれば、作業過程は問わない。
- ・不明な点があれば随時、発注者の担当者に対して連絡票（別記様式6）で確認すること。

エ 数量

作業区分 (履行区分)		作業数量（発注予定数量） (下限～上限)	【参考】過去3年度の実績数量		
			R6	R5	R4
①	封入封かん（窓開き封筒）	55,000 通 (50,000～55,000 通)	52,806	52,507	52,069
②	封入封かん（定形外封筒）	170 通 (120～170 通)	159	159	139
③	はがき圧着作業	12,000 通 (9,000～12,000 通)	10,874	10,984	11,082

※「作業数量」は、封筒又ははがきの通数であり、納税通知書等の数量ではない。

(注) 発注予定数量について

印字枚数は発注予定数量であり、変動がある。その上限・下限は上記の範囲内とする。（詳細は「10 特記事項」を参照。）

オ 参考数量

同一納税義務者における納税通知書の枚数（対象車両の保有台数）は年度によって変動するが、作業の参考のために傾向として直前1年度の実績を参考に示す。

下表の「同一納税義務者における納税通知書の枚数」は一つの封筒に入る納税通知書の枚数を表し、その他の欄の通数は封筒数を、枚数は帳票又ははがきの枚数を表す。番号1～10までは窓開き封筒を使用し、番号11については定形外封筒を使用する。

番号	同一納税義務者 における納税通 知書の枚数	帳票番号1	帳票番号2	帳票番号4	帳票番号1～4 の合計
		一般○公	一般□公	口 座	
1	1枚	38,556通 38,556枚	4,390通 4,390枚	—	42,946通 42,946枚
2	2枚	6,625通 13,250枚	259通 518枚	—	6,884通 13,768枚
3	3枚	1,773通 5,319枚	41通 123枚	—	1,814通 5,442枚
4	4枚	625通 2,500枚	19通 76枚	—	644通 2,576枚
5	5枚	237通 1,185枚	14通 70枚	—	251通 1,255枚
6	6枚	119通 714枚	6通 36枚	—	125通 750枚
7	7枚	65通 455枚	7通 49枚	—	72通 504枚
8	8枚	36通 288枚	4通 32枚	—	40通 320枚
9	9枚	29通 261枚	1通 9枚	—	30通 270枚
10	10枚	15通 150枚	4通 40枚	—	19通 190枚
11	11枚以上	89通 1,657枚	51通 4,956枚	—	140通 6,613枚
合計		48,169通 64,335枚	4,796通 10,299枚	10,874組 10,874枚	—

（令和6年度実績）

（5）仕分け及び箱詰め

ア 内容

（4）により封入封かん作業の完了した一般用印字済納税通知書を郵便区内特別対応のために郵便局毎に仕分けて箱詰めするもの。また、（3）により圧着作業の終了した口座用納税通知書の箱詰めを行うもの。

イ 一般用

（ア）仕分け

- ・定形外封筒のものは窓開き封筒のものと区別すること。
- ・窓開き封筒のものは、宛先が安芸西条郵便局集配のものとそれ以外のものに区別すること。
- ・宛先が安芸西条郵便局集配のものを重量別に区別すること。
- ・50通ごとに輪ゴムでまとめること。50通に満たないものは輪ゴムでまとめないこと。

(イ) 箱詰め

- ・宛先が安芸西条郵便局集配のものは一通当たりの重量と箱に入っている封筒の数と納税通知書のカウンタ中の納税義務者通番（6桁・以下「カウンタ通番」と言う）の範囲（例：000001～001500, 001505～001600等）と、抜き取った通数を記載した箱見出し表（別記様式5－1）を貼付するとともに、集配局ごとの通数合計と入っている納税通知書のカウンタを区内特別用通数表（別記様式7－1）に記載すること。
- ・定形外封筒のものと安芸西条郵便局集配以外のものは、それぞれそれだけで別に箱詰めし、重量帯と箱に入っている重量帯ごとの通数と納税通知書のカウンタ通番の範囲を記載した箱見出し表（別記様式5－2）を貼付すること。
- ・定形外封筒のものと安芸西条郵便局集配以外のものは重量帯ごとの通数とカウンタを区内特別外通数表（別記様式7－2）に記入すること。
- ・具体的な作業方法については、別紙「納税通知書仕分け手順（例）」の例示を参考とし、不明な点があれば随時、発注者の担当者に連絡票（別記様式6）で確認すること。ただし、別紙「納税通知書仕分け手順（例）」の3に示すとおり仕分けられるのであれば、作業過程は問わない。

ウ 口座用

- ・口座用は一般用と区別し、カウンタ順に並べ、100通ごとに輪ゴムでまとめ口座用だけで箱詰めすること。また、減免対象者分をその他のものと区別して箱詰めすること。（同一の箱でも構わないが、減免対象者分がわかるようにしておくこと。）
- ・口座分については安芸西条郵便局に一括して持ち込むため、集配局コードごとに分ける。
- ・納税通知書のカウンタ通番の範囲（例：000001～001500, 001505～001600等）と抜き取った通数を記載した箱見出し表（別記様式5－1）を貼付すること。

エ 注意事項

- ・宛先が安芸西条郵便局集配のものについては、重量帯ではなく一通当たりの重さを計量すること（小数点第2位を四捨五入する）。ただし、全通の重さを量る必要はない。
- ・箱詰めが完了しても中の納税通知書の数と箱見出し表（別記様式5－1）に記載した数が合致していることを確認するまでは箱を封じないこと。
- ・郵便区内特別対応は安芸西条郵便局集配のものとしているが、状況に応じて集配局を追加する可能性があるため留意すること。なお、郵便区内特別対応する集配局を追加する場合、発注者と受注者が委託料（単価を含む。）について協議の上必要があると認めるときは変更契約の締結を行うものとする。

(6) 保管及び運搬

ア 内容

委託業務において必要な範囲で引渡品、検査納入品及び成果品の保管及び運搬を行うもの。

イ 注意事項

受注者は、引渡品及び成果品の運搬及び保管に当たっては、紛失、盗難、人災による滅失及び毀損などがないように万全の注意を払うこと。特に、課税情報や印字済納税通知書は個人情報につき、外部に漏洩することがないように細心の注意をもって取り扱うこと。

9 成果品の納品及び貸与品の返還

(1) 納品（返還）場所及び期日

ア 場所

東広島市役所 5 階市民税課

（引き渡し場所は、市役所本館の会議室等を別途指定する場合がある。※エレベーター使用可）

イ 期日

令和 7 年 4 月 2 5 日（金）（予定）

(2) 納品すべき成果品及び納品方法

ア 納品すべき成果品

- ・ 一般用印字済納税通知書
- ・ 口座用印字済納税通知書
- ・ 一般用納税通知書口公（随時用） 1, 0 0 0 枚
- ・ 窓開き封筒（随時用） 2, 0 0 0 枚
- ・ 窓開き封筒（長 3） 3, 0 0 0 枚
- ・ チラシ 5 5, 0 0 0 枚

イ 返還すべき貸与品

- ・ U S B メモリ
- ・ 封筒用広告イメージ
- ・ 定形外封筒

ウ 納品方法

受注者は、一般用及び口座用印字済納税通知書については、8（5）で指示したとおりに箱詰めした状態で、随時用の納税通知書及び窓開き封筒は別紙印刷仕様書に記載のとおり箱詰めして納品すること。納品日の前開庁日の正午までに納入する箱の大きさと個数を発注者の担当者に連絡すること。

(3) 納品前の引抜き

納品前に課税の不備等が発覚したときは、納品日の 7 日前まで納税通知書の引抜き指示を行う場合がある。発注者から連絡を受けたときは、受注者は速やかに該当する納税通知書（封入前は同一納税義務者の納税通知書全て、封入後は封筒ごと）を引抜いて発注者に引渡すこと。また、引抜きを行った納税通知書のリストを作成し、納品時に併せて提出すること。なお、納税通知書を引き抜いた場合でも、委託料を計算する上での履行数量には含めるものとする。

(4) 納品書の提出

受注者は納品時に発注者の担当者に對し、履行数量を明らかにした書類として納品書（別記様式 3）を提出しなければならない。

(5) 検品について

ア 納品された成果品については、納品時に、受注者立会いのもと、発注者が無作為抽出による検品を行うものとする。

イ 納品後、発注者による数量確認を行う。発注者が成果品を確認した際に、納入した成果物が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、たとえ納品後であっても受注者の負担において不足分を作成すること。

（６）注意事項

受注者は、納品前に納税通知書発送一覧表の件数と実際の納税通知書の通数とを突合させて、件数が一致していることを確認すること。疑義が生じた場合、納品時点で確認を行う。また、納品に当たっては紛失のないように注意すること。

１０ 特記事項

（１）履行日程

履行日程はこの仕様書に定めのあるものの他は特に定めない。ただし、発注者が必要と認めるときは、日程の詳細について発注者と受注者が協議するものとする。

（２）再委託の範囲

本業務委託において、再委託できる範囲は以下の通りとする。

ア．帳票作成

イ．封入封かん

ただし、再委託を行う場合は、あらかじめ再委託の内容を業務実施計画書に定め、下請負承認願により発注者の承諾を得ること。また、受注者は再委託した業務に伴う当該第三者の行為について、発注者に対し全ての責任を負うものとする。

（３）監督

発注者は、業務委託期間中は随時、受注者に対して進捗状況の報告を求めることができる。また、必要と認めた場合には、受注者の作業場において検査、指示、監督することができる。

（４）履行数量について

本業務における賦課データの印字枚数及び封入・封かん業務については、発注数量に変動がある。ただし、変動の範囲は別表に定める上限・下限の範囲内とする。なお、上限・下限の範囲を超えるときは、発注者と受注者が委託料（単価を含む。）について協議の上必要があると認めるときは変更契約の締結を行うものとする。

（５）委託料の支払い

ア 本業務の委託料の支払いは、業務完了後の一括払いとする。

イ 受注者は、成果品の全てを納品後、発注者の検査に合格したときは、別表（契約単価）に示す履行区分（履行名称）ごとの単価に履行数量を乗じて計算した金額を請求できるものとし、計算方法は次のとおりとする。

（ア）消費税及び地方消費税に係る課税事業者の場合

別表に示す履行名称ごとの単価に、それぞれの履行数量を乗じて計算した額を合計した額に、当該合計額の１００分の１０に相当する額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算して計算した額。なお、計算過程における履行名称ごとの合計金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（イ）消費税及び地方消費税に係る免税事業者の場合

別表に示す履行名称ごとの単価に、それぞれの履行数量を乗じて計算した額を合計した額。なお、計算過程における履行名称ごとの合計金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(6) 守秘義務

受注者は本業務において知りえた一切の情報を外部に漏洩させてはならない。また、受注者は業務を通して発注者より提供された個人情報を業務終了後に全て抹消し、そのことを証する書面を提出しなければならない。

(7) その他

受注者はこの仕様書のとおり業務を行うことを原則とし、この仕様書に定めのない細部事項の決定及び不測の事態への対処等は、随時発注者と受注者の協議により行うこととする。

1.1 問い合わせ先（発注担当課）

東広島市 財務部 市民税課 税務調整係

電 話 （０８２）４２０－０９１０

FAX （０８２）４２２－６８１０

別表（契約単価）

履行区分 (履行区分とは、仕様書「8 委託内容」に示す履行区分をいう。)	数量	単位	単価	発注予定数量 (下限～上限)	【参考】 過去3年間の履行数量の実績		
					R6	R5	R4
8（1）納税通知書等の帳票作成 (数量等は仕様書のとおり)	1	式		1 式 (変動しない)	—	—	—
8（2）課税情報の印字	—	—	—	—	—	—	—
①帳票番号1 納税通知書（○公一般・当初用）	1	枚		66,000 枚 (61,000～66,000 枚)	64,335	63,884	63,091
②帳票番号2 納税通知書（□公一般・当初用）	1	枚		12,000 枚 (9,000～12,000 枚)	10,299	10,245	10,473
③帳票番号4 納税通知書（口座用）	1	枚		12,000 枚 (9,000～12,000 枚)	10,874	10,984	11,104
8（3）製本、8（4）封入封かん（※）	—	—	—	—		—	—
①封入封かん（窓開き封筒分）	1	通		55,000 通（※） (50,000～55,000 通)	52,806	52,507	52,069
②封入封かん（定形外封筒分）	1	通		170 通 (120～170 通)	159	159	139
③はがき圧着作業（口座用）	1	通		12,000 通 (9,000～12,000 通)	10,874	10,984	11,082
8（5）仕分け及び箱詰め、8（6）保管及び運搬 その他上記以外の業務に関する一切の経費	1	式		1 式 (変動しない)	—	—	—

※「8（3）製本」及び「8（4）封入封かん」の単位「通」は、封筒又ははがきの通数であり、同封する納税通知書等の数量の単位ではない。

（注意事項）

- 1 契約書に掲げる業務委託料の額は発注限度額とする。
- 2 発注者の業務委託発注金額が、発注限度額に達しない場合でも受注者は委託業務を履行しなければならない。
- 3 発注者及び受注者は、発注限度額を超えて発注又は受注してはならない。

引 渡 書

令和 年 月 日

様

東 広 島 市 長

(財務部 市民税課)

令和7年度軽自動車税(種別割)納税通知書等作成及び封入封かん等業務委託契約に基づき、以下の書類を引き渡します。

記

※ 引き渡した書類は大切に扱ってください。また、引き渡した書類に関しては、
契約終了時に東広島市財務部市民税課に返却するか、責任をもって破棄してください。

受 領 書

令和 年 月 日

東 広 島 市 長 様

所在地

名 称

代表者

印

令和7年度軽自動車税（種別割）納税通知書等作成及び封入封かん等業務委託契約に基づき、以下の書類を受領しました。

記

納品書

令和 年 月 日

東 広 島 市 長 様

所在地

名 称

代表者

印

次のとおり業務が完了いたしましたので、成果品を納品します。

業務名 : 令和7年度軽自動車税(種別割)納税通知書等作成及び封入封かん等業務

業務期間: 契約締結日の翌日から、令和7年4月25日(金)まで

完了日 : 令和 年 月 日 ()

成果品

郵便区内特別以外 通 (箱)

郵便区内特別

定形50g以下のもの 通 (箱)

その他のもの 通 (箱)

定形外のもの 通 (箱)

口座用圧着ハガキ 通 (箱)

納税通知書用紙 ☐ 公随時用 1,000 部

窓開き封筒 5,000 部 (随時用 2,000 部、長3 3,000 部)

チラシ 55,000 部

破 損 品 記 録 簿

[illegible]

※破損品を発見した場合は、速やかに東広島市 市民税課に連絡し、破損品を送付してください。破損状況はなるべく詳細に記入し、その都度、市民税課にFAXしてください。

郵便区内特別

差出局 安芸西条郵便局 箱番号 /

<内訳>

_____g (_____通) _____g (_____通)

_____g (_____通) _____g (_____通)

_____g (_____通) _____g (_____通)

_____g (_____通) _____g (_____通)

カウンタ通番の範囲 (○○○○○○○○～○○○○○○○○,
○○○○○○○○～○○○○○○○○)

合計 _____通

(別記様式 5 - 1)

郵便区内特別

差出局 安芸西条郵便局 箱番号 /

<内訳>

_____g (_____通) _____g (_____通)

_____g (_____通) _____g (_____通)

_____g (_____通) _____g (_____通)

_____g (_____通) _____g (_____通)

カウンタ通番の範囲 (○○○○○○○○～○○○○○○○○,
○○○○○○○○～○○○○○○○○)

合計 _____通

郵便区内特別以外

箱番号	_____ / _____	
定形 5 0 g 以下	_____	通
定形外	_____	通
カウンタ通番の範囲	(○○○○○○○○～○○○○○○○○, ○○○○○○○○～○○○○○○○○)	
合計	_____	通

郵便区内特別以外

箱番号	_____ / _____	
定形 5 0 g 以下	_____	通
定形外	_____	通
カウンタ通番の範囲	(○○○○○○○○～○○○○○○○○, ○○○○○○○○～○○○○○○○○)	
合計	_____	通

連 絡 票

東広島市 市民税課 行き

連絡担当者		印		カウンタ			
連絡先				納税義務者名			
市民税担当者				車両番号			
連絡内容							
回 覧	課長	課長 補佐	専門員	係長	係員	回答要否 ☐ 要 ☐ 否	
						連絡日 令和 年 月 日	
						回答期限 令和 年 月 日	

区 内 特 別 用 通 数 表

集配局	通数合計	内 訳 及び カウンタ通番の範囲
安芸 西条	通	g (通) カウンタ通番 (○○○○○○○～○○○○○○○, ○○○○○○○～○○○○○○○)
		g (通) カウンタ通番 (○○○○○○○～○○○○○○○, ○○○○○○○～○○○○○○○)
		g (通) カウンタ通番 (○○○○○○○～○○○○○○○, ○○○○○○○～○○○○○○○)
安芸 西条	通	g (通) カウンタ通番 (○○○○○○○～○○○○○○○, ○○○○○○○～○○○○○○○)
		g (通) カウンタ通番 (○○○○○○○～○○○○○○○, ○○○○○○○～○○○○○○○)
		g (通) カウンタ通番 (○○○○○○○～○○○○○○○, ○○○○○○○～○○○○○○○)
安芸 西条	通	g (通) カウンタ通番 (○○○○○○○～○○○○○○○, ○○○○○○○～○○○○○○○)
		g (通) カウンタ通番 (○○○○○○○～○○○○○○○, ○○○○○○○～○○○○○○○)
		g (通) カウンタ通番 (○○○○○○○～○○○○○○○, ○○○○○○○～○○○○○○○)

区 内 特 別 外 通 数 表

区分	重量帯	通数合計及びカウンタ通番の範囲
定 形	g まで	通 カウンタ通番 (○○○○○○○～○○○ ○○○,○○○○○○○～○○○○○○○)
	g まで	通 カウンタ通番 (○○○○○○○～○○○ ○○○,○○○○○○○～○○○○○○○)
	g まで	通 カウンタ通番 (○○○○○○○～○○○ ○○○,○○○○○○○～○○○○○○○)
	g まで	通 カウンタ通番 (○○○○○○○～○○○ ○○○,○○○○○○○～○○○○○○○)
定形外	g まで	通 カウンタ通番 (○○○○○○○～○○○ ○○○,○○○○○○○～○○○○○○○)
	g まで	通 カウンタ通番 (○○○○○○○～○○○ ○○○,○○○○○○○～○○○○○○○)
	g まで	通 カウンタ通番 (○○○○○○○～○○○ ○○○,○○○○○○○～○○○○○○○)
	g まで	通 カウンタ通番 (○○○○○○○～○○○ ○○○,○○○○○○○～○○○○○○○)

封入封かん作業手順（例）

1 封入作業

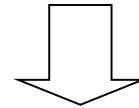
【納税通知書】

印字済納税通知書を二つに折り、宛先が窓枠から確認できるように封入する。折り作業及び封入作業は、指定する位置で折ることができ、正確に封入できるのであれば機械を使用しても構わない。

<紙折りイメージ>

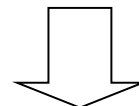
The diagram shows a tax notice form with various fields. A red box labeled "納税義務者宛先" (Recipient's Address) is placed over the address field. The form includes fields for "納税通知書" (Tax Notice), "納付税額" (Tax Amount), "車両番号" (Vehicle Number), and "車種" (Vehicle Type). It also has a section for "納税義務者" (Taxpayer) with fields for "氏名" (Name), "住所" (Address), and "電話番号" (Phone Number). The form is divided into sections for "納税義務者" (Taxpayer) and "納税義務者宛先" (Recipient's Address).

封筒に入り、宛先が封筒の窓枠から確認できるよう山折りする
※納付書レイアウトは変更する可能性があります



The diagram shows the folded tax notice form. A red box labeled "納税義務者宛先" (Recipient's Address) is placed over the address field. The form is folded in half, with the address field visible through the window.

折ったものを封筒に入れる



The diagram shows the folded tax notice form placed inside an envelope. A red box labeled "納税義務者宛先" (Recipient's Address) is placed over the address field. The envelope has a "料金後納郵便" (Postage Paid) stamp and a return address: "〒739-8601 東広島市西条栄町 8番29号 東広島市". The text "納税は便利な口座振替で!" (Tax is convenient with automatic bank transfer!) is printed on the envelope.

宛先が窓枠から確認できるように

納税義務者
宛先

料金後納
郵便

〒739-8601
東広島市西条栄町
8番29号
東広島市

納税は便利な口座振替で！

2 同一の納税義務者につき納税通知書が複数枚ある場合

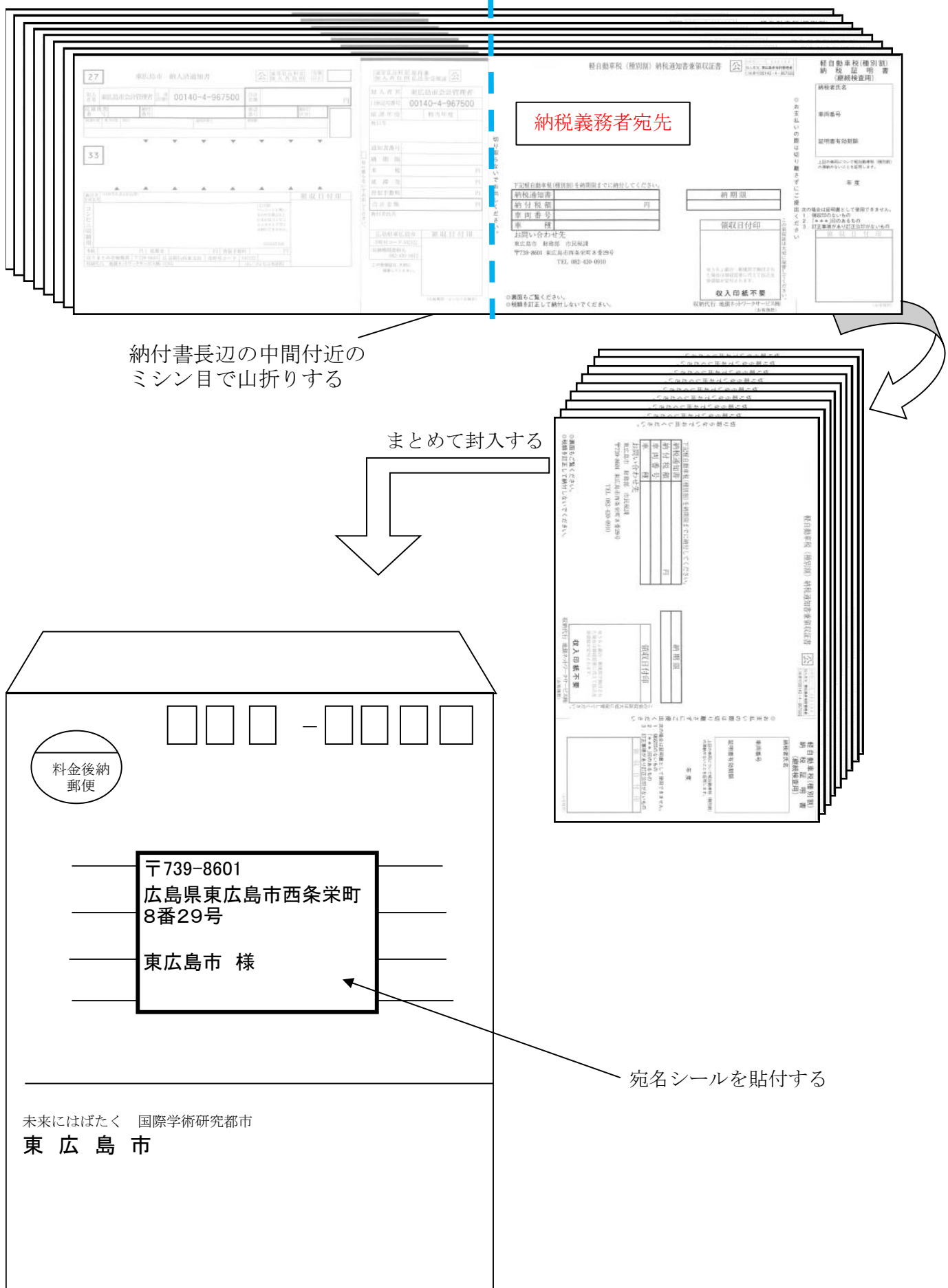
(1) 10枚までは1枚のときと同様に、半分に折って窓開き封筒に入れる。

封筒に入り、宛先が封筒の窓枠から確認できるように山折りする

折ったものを全て重ねて封筒に入れる

宛先が窓枠から確認できるように

(2) 11枚以上の場合には、窓開き封筒は使用せず、定形外封筒を使用する。



3 注意事項

封入の際には、同一納税義務者の納税通知書は一つの封筒に入れること。ただし、**他人の納税通知書が混入することは絶対にしてはならない。**

納税通知書にはそれぞれ「カウンタ」という番号が振られているので、これによって個人を識別し、納税通知書の枚数を確認して、必ず同じ人の納税通知書だけを封入すること。

The diagram shows a sample of a tax notification envelope. A red box labeled '納税義務者宛先' (Addressee) points to the '納税義務者宛先' (Addressee) field. Another red box labeled '納税義務者宛先' points to the '納税義務者宛先' (Addressee) field. A red box labeled 'カウンタ' (Counter) points to the 'カウンタ' (Counter) field. A red box labeled '納税通知書' (Tax Notification) points to the '納税通知書' (Tax Notification) field. The 'カウンタ' (Counter) field is labeled 'ここに印字される' (Printed here).

※「カウンタ」は

集配局コードー全体の通番ー納税義務者における通番／納税義務者における全通知書枚数からなっている。

例) 全納税通知書が10枚だったとして、それぞれ

Aさん 3枚
Bさん 5枚
Cさん 2枚

という内訳だった場合（集配局コードは便宜上全て00とする）、「カウンタ」は

Aさん 00-1-1/3、00-1-2/3、00-1-3/3
Bさん 00-2-1/5、00-2-2/5、00-2-3/5、00-2-4/5、00-2-5/5
Cさん 00-3-1/2、00-3-2/2

となる。

以上のような規則により振られる番号であるため、カウンタが重複することはない。封入封かん作業ではこの番号を確認し、チェックを行うこと。上記の例で言うと、Aさんの番号は1であり（00-○1-1/3）、Aさんの封筒の中には納税通知書が3枚入っているはずである（00-1-1/○3）。というように確認作業を行う。

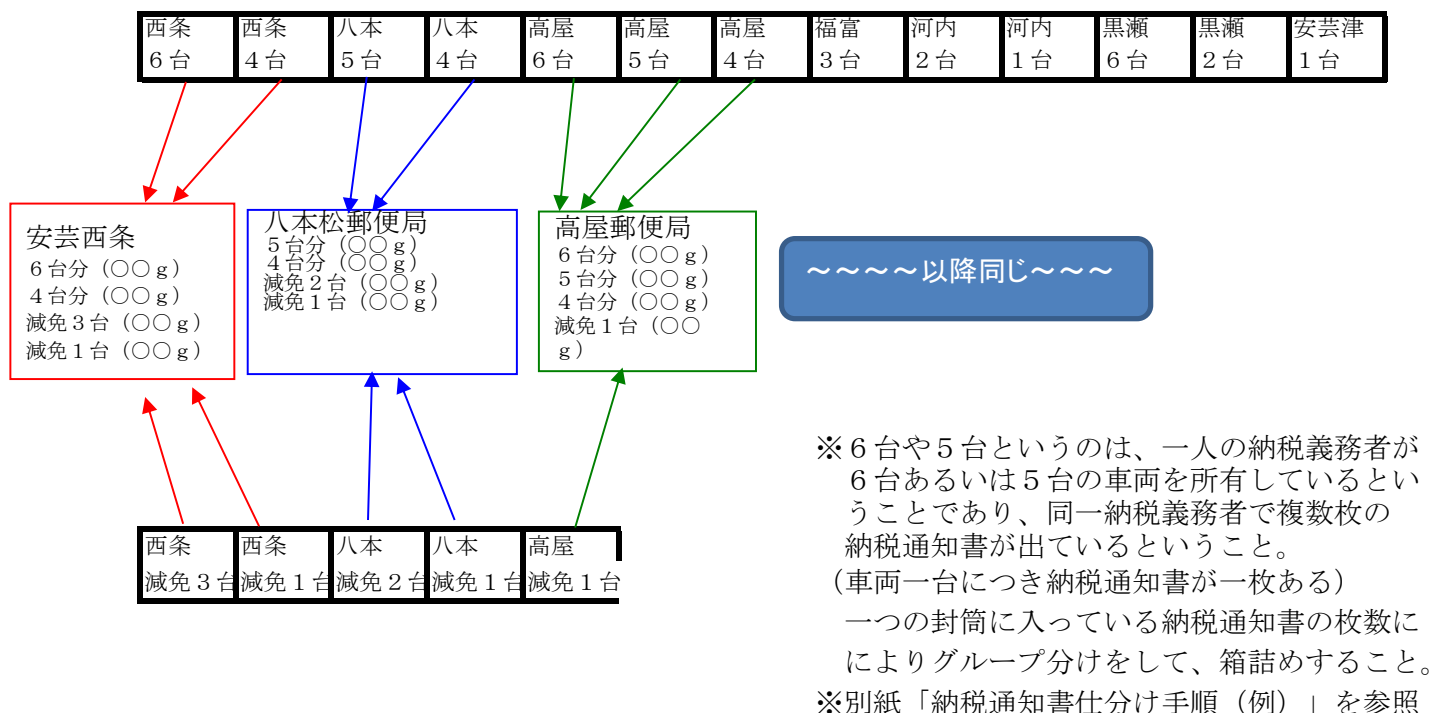
※チラシを納税義務者一人（口座分を除く）に対して一枚同封すること。

※安芸西条郵便局が集配する納税通知書の封入には「区内特別郵便」と記載した窓開き封筒を使用すること。

4 納税通知書の並び順

打ち出した後の納税通知書は、口座振替＞市内・市外＞集配局＞保有台数という順番に並んでいる。箱詰めの際には、安芸西条郵便局とそれ以外にまとめ、かつ台数ごとに仕切り紙を入れること。ただし、納税通知書印字用課税情報が集配局で分けられているため東広島市内については集配局で分けられていても構わない。

例) 以下のように納税通知書が並んでいたとする（安芸西条郵便局がまとめられていればこの通りでなくてもよい）



5 封かん作業

封筒の封入後、中身をしっかりと確認してから行うこと。複数人の納税通知書が同じ封筒に混入することは厳禁。封かんに関しても、封かん後の封筒にシワ等ができないように正確に行うということであれば、機械を使用しても構わない。

6 共通事項

以上の作業例は一例であり、必ずしもこの手順通りでなくてもよい。機械等を使用して、印刷⇒紙折り⇒封入⇒封かんまでを一連の作業として行っても構わない。

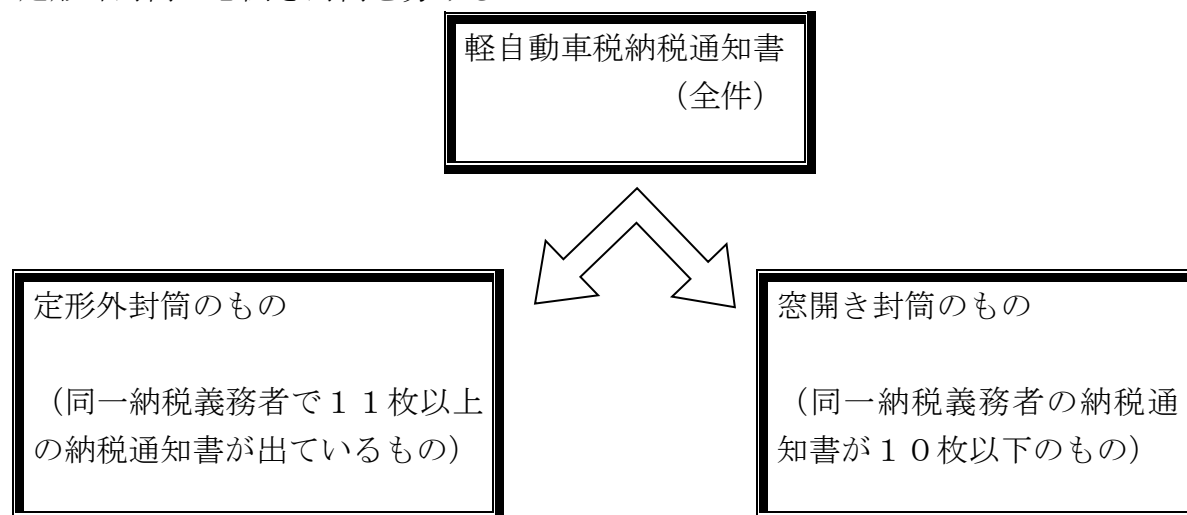
納税通知書仕分け手順（例）

【納税通知書】

1 封入封かんの終わった納税通知書は、安芸西条郵便局とそれ以外にまとめ、かつ台数別に仕分けをすること。

2 納税通知書仕分けのイメージ

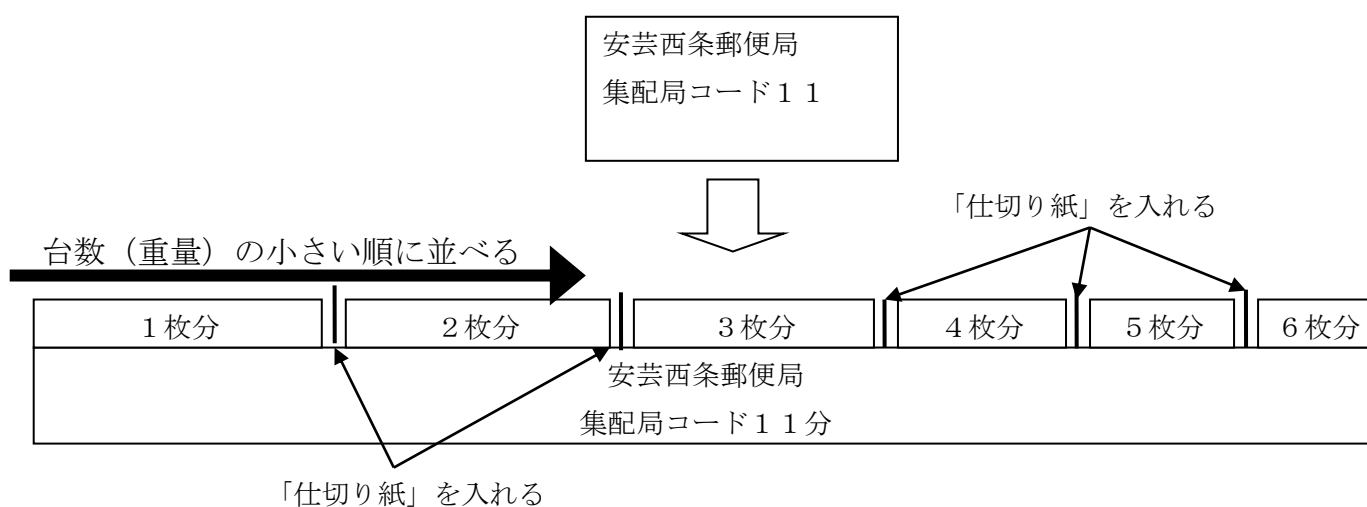
（1）定形外封筒と窓開き封筒を分ける



（2）安芸西条郵便局集配とそれ以外で分ける



（3）枚数ごとに分ける



※集配局コードはカウンタの左端に記載されている2桁の数字である。

このときに、重量を計り、「箱見出し表」（別記様式５－１）に封筒の重量と箱に入っている封筒の数と集配局名を記入（前年度減免対象者分の納税通知書は別に記入すること。）し、箱に貼付すること。

（４）安芸西条郵便局集配以外のもの

安芸西条郵便局集配以外のものは、郵便局ごと、あるいは郵便番号順の並び替えは不要。ただし、（３）における工程と同様に通数による仕分けを行い、封筒の種類、重量帯及び通数と納税通知書のカウンタ中の納税義務者通番（６桁・以下「カウンタ通番」と言う）の範囲（例：０００００１～００１５００，００１５０５～００１６００等）と抜き取った通数が分かるように記載した箱見出し表（別記様式５－２）に記入し、箱に貼付すること。

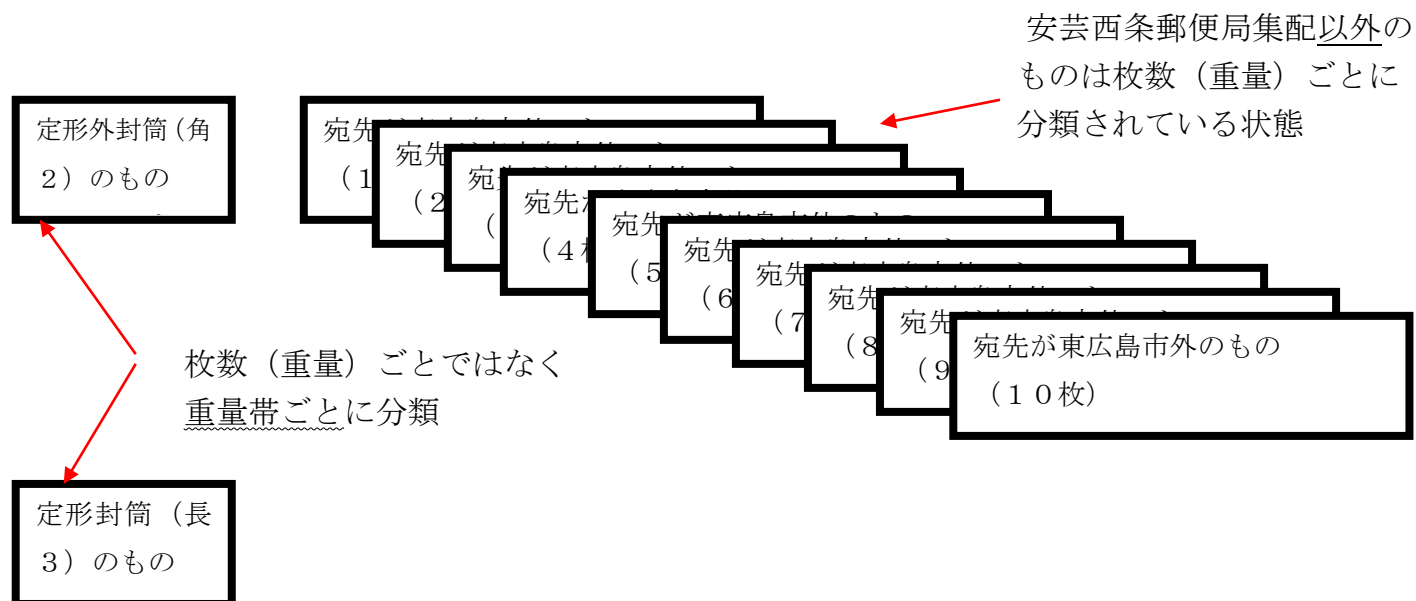
（５）定形外封筒（市名入り 角２）

定形外封筒についても、郵便局ごと、あるいは郵便番号順の並び替えは不要。ただし、（４）における工程と同様に枚数による仕分けを行い、封筒の種類、重量帯及び通数とカウンタ通番の範囲（例：０００００１～００１５００，００１５０５～００１６００等）と抜き取った通数が分かるように記載した箱見出し表（別記様式５－２）に記入し、箱に貼付すること。

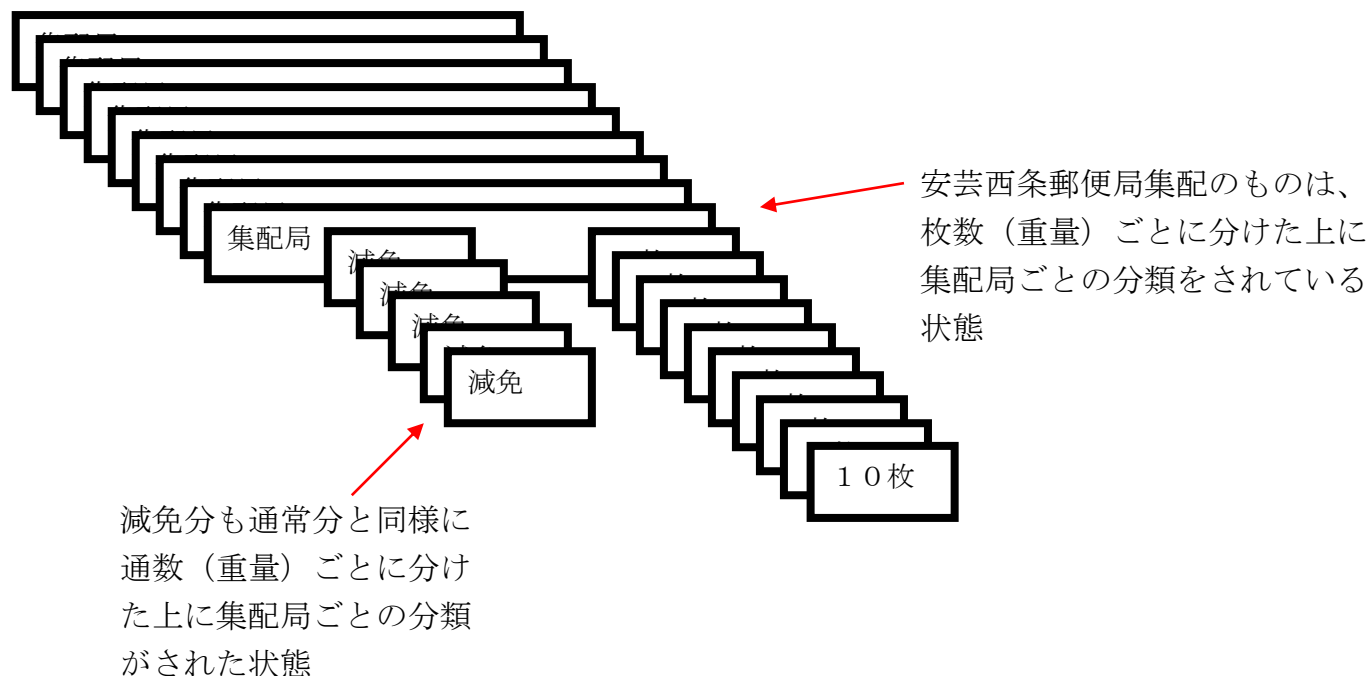
3 仕分け後の納品イメージ

最終的には、以下のように分類された状態での納品となる。なお、封入封かん作業手順及び仕分け作業手順は一例であり、正しく封入封かんされた納税通知書が以下のような状態で納品されていれば、作業過程は必ずしもこの手順によらなくてもよい。

(1) 安芸西条郵便局集配以外のもの



(2) 安芸西条郵便局集配のもの

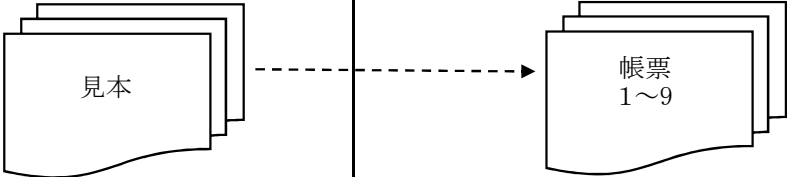


郵便局集配コード一覧

集配局コード	集配郵便局名	
11	安芸西条	区内特別適用
21	八本松	
24	志和	
41	高屋	
51	板城	
54	黒瀬	
57		
61	福富	
64	豊栄	
81	河内	
91	安芸津	
99	市外	

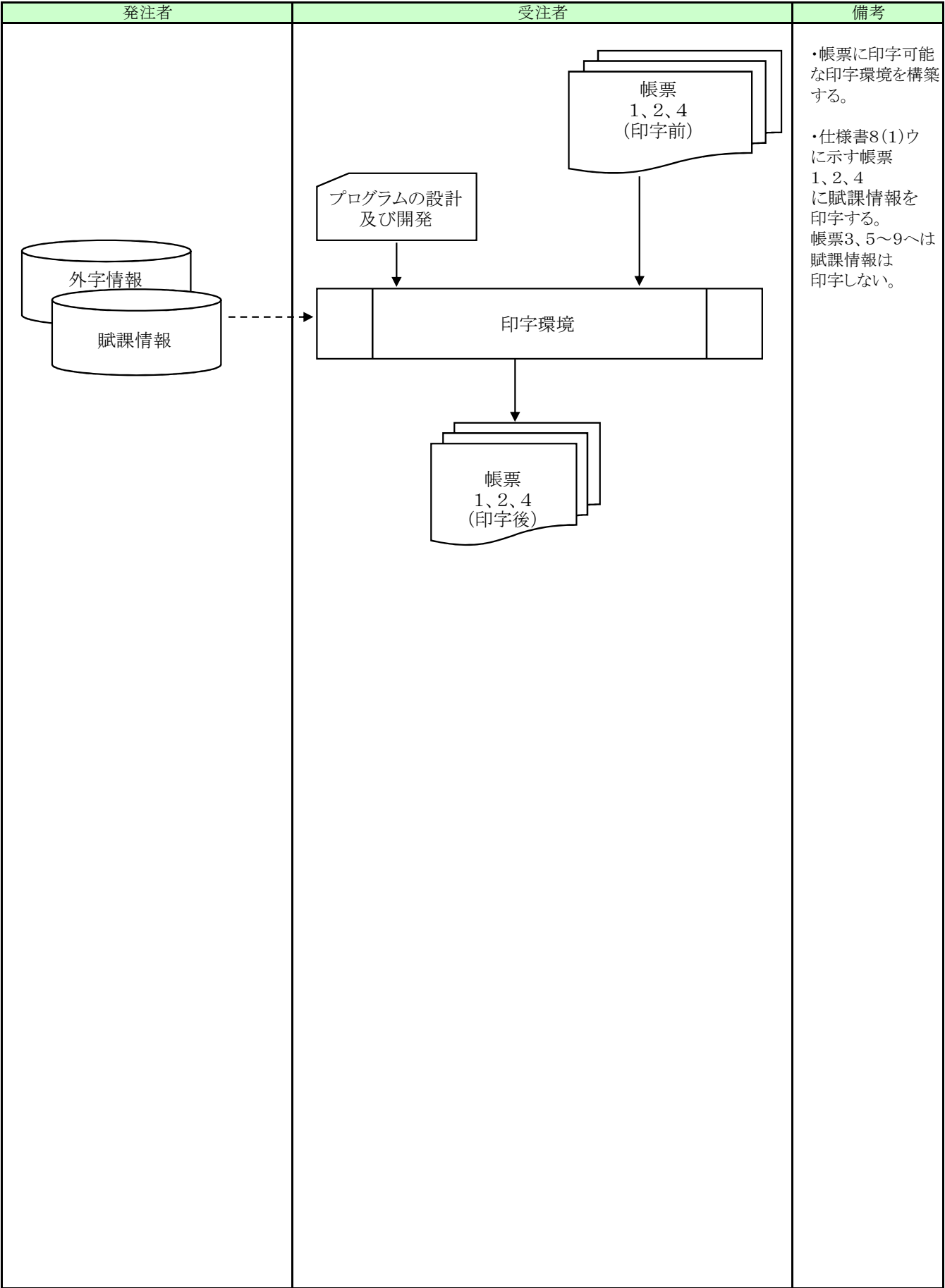
フローチャート①	業務名	令和7年度軽自動車税(種別割)納税通知書等作成及び封入封かん等業務	発行元	東広島市
	資料名	作業範囲と流れ(フローチャート)	作成者	市民税課
	発行日		承認者	

1. 納税通知書等の帳票作成業務

発注者	受注者	備考
		・見本をもとに、帳票等を作成する。 ※チラシは見本とデータを渡す。 ・作成する帳票等は、仕様書8(1)ウに示す項番1～9の帳票。

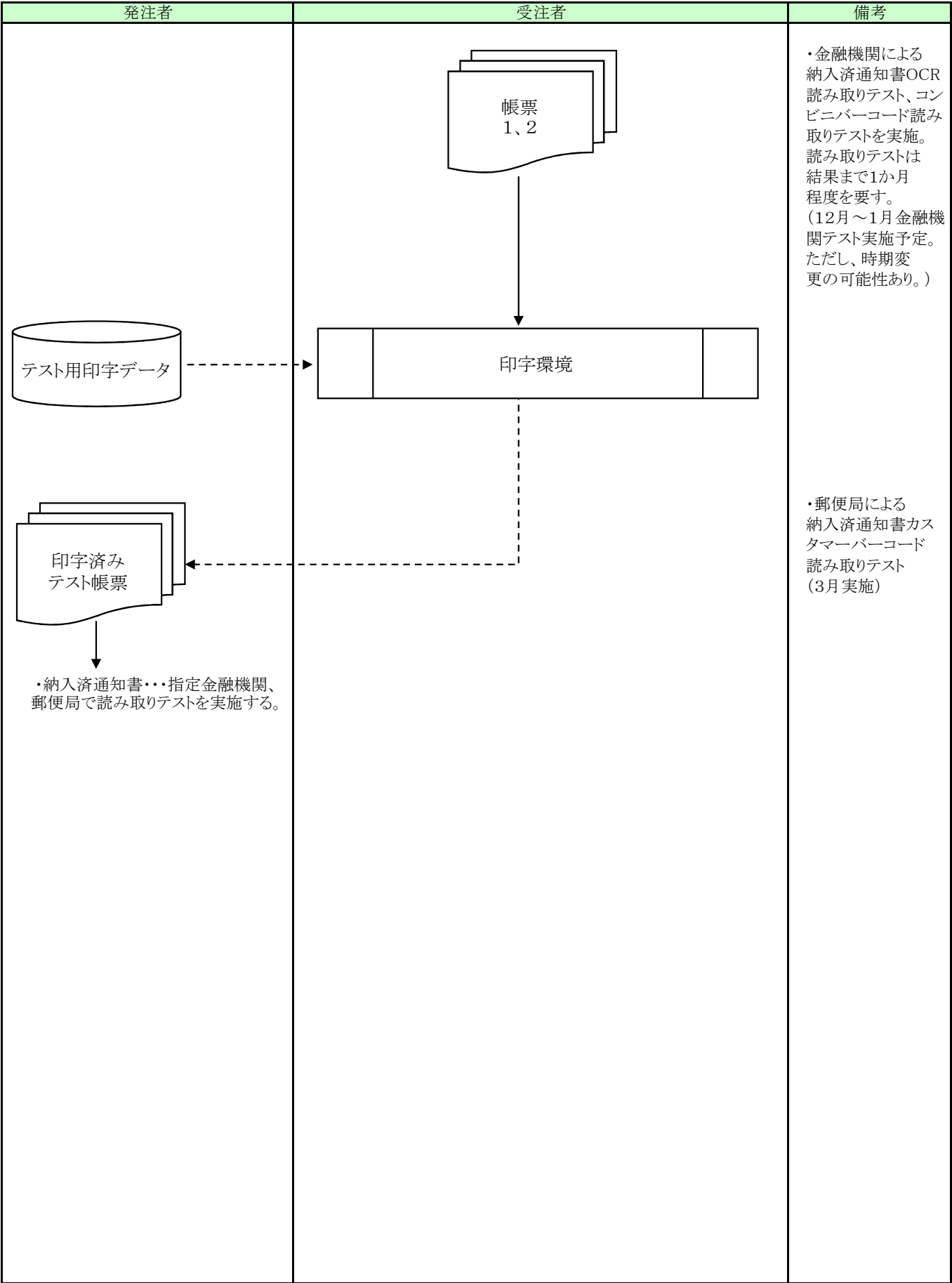
フローチャート②	業務名	令和7年度軽自動車税(種別割)納税通知書等作成及び封入封かん等業務	発行元	東広島市
	資料名	作業範囲と流れ(フローチャート)	作成者	市民税課
	発行日		承認者	

2. 賦課情報印刷作業



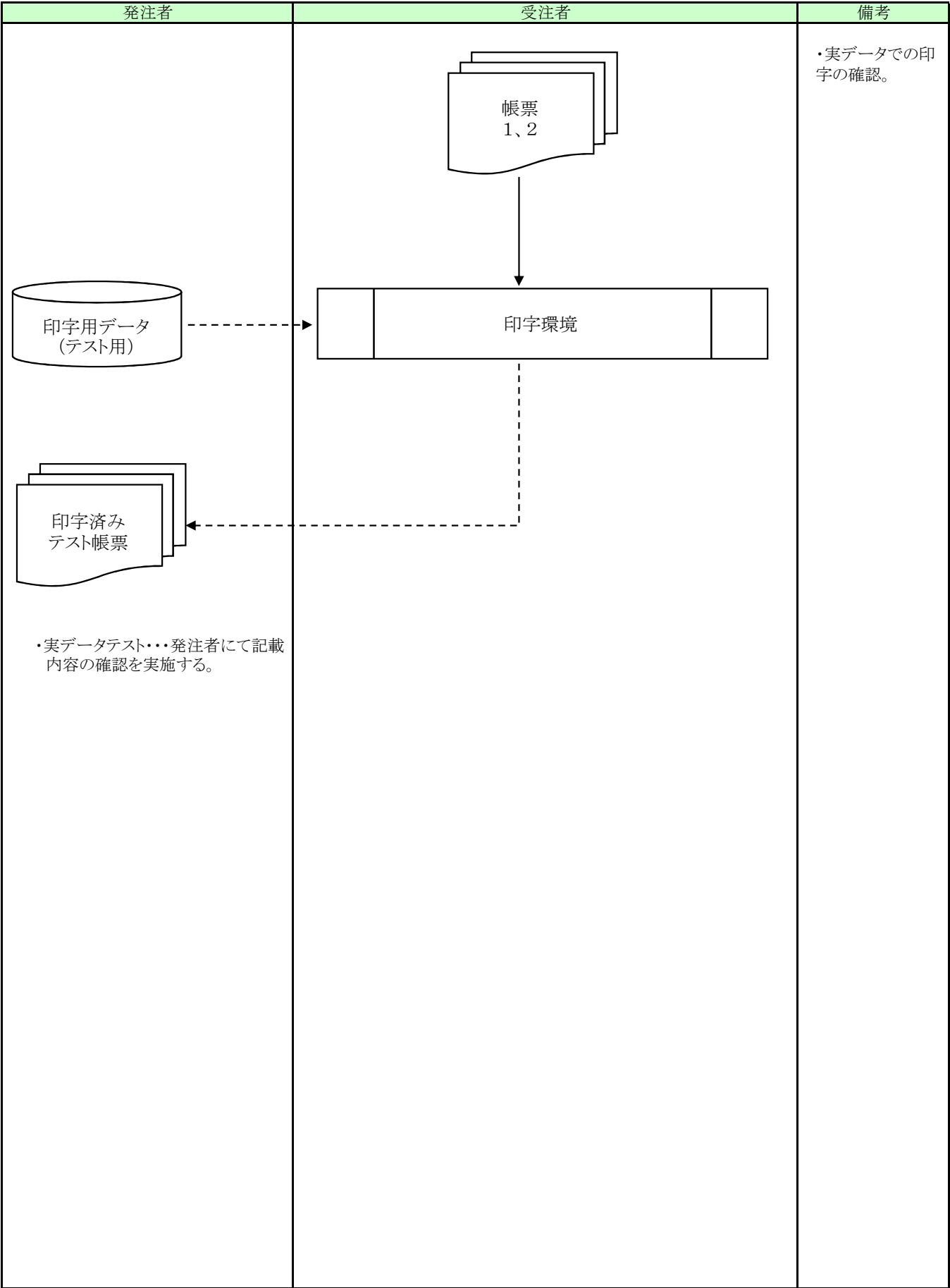
フローチャート③	業務名	令和7年度軽自動車税(種別割) 納税通知書等作成及び封入封かん等業務	発行元	東広島市
	資料名	作業範囲と流れ(フローチャート)	作成者	市民税課
	発行日		承認者	

3. テスト帳票の印字及び読み取りテスト



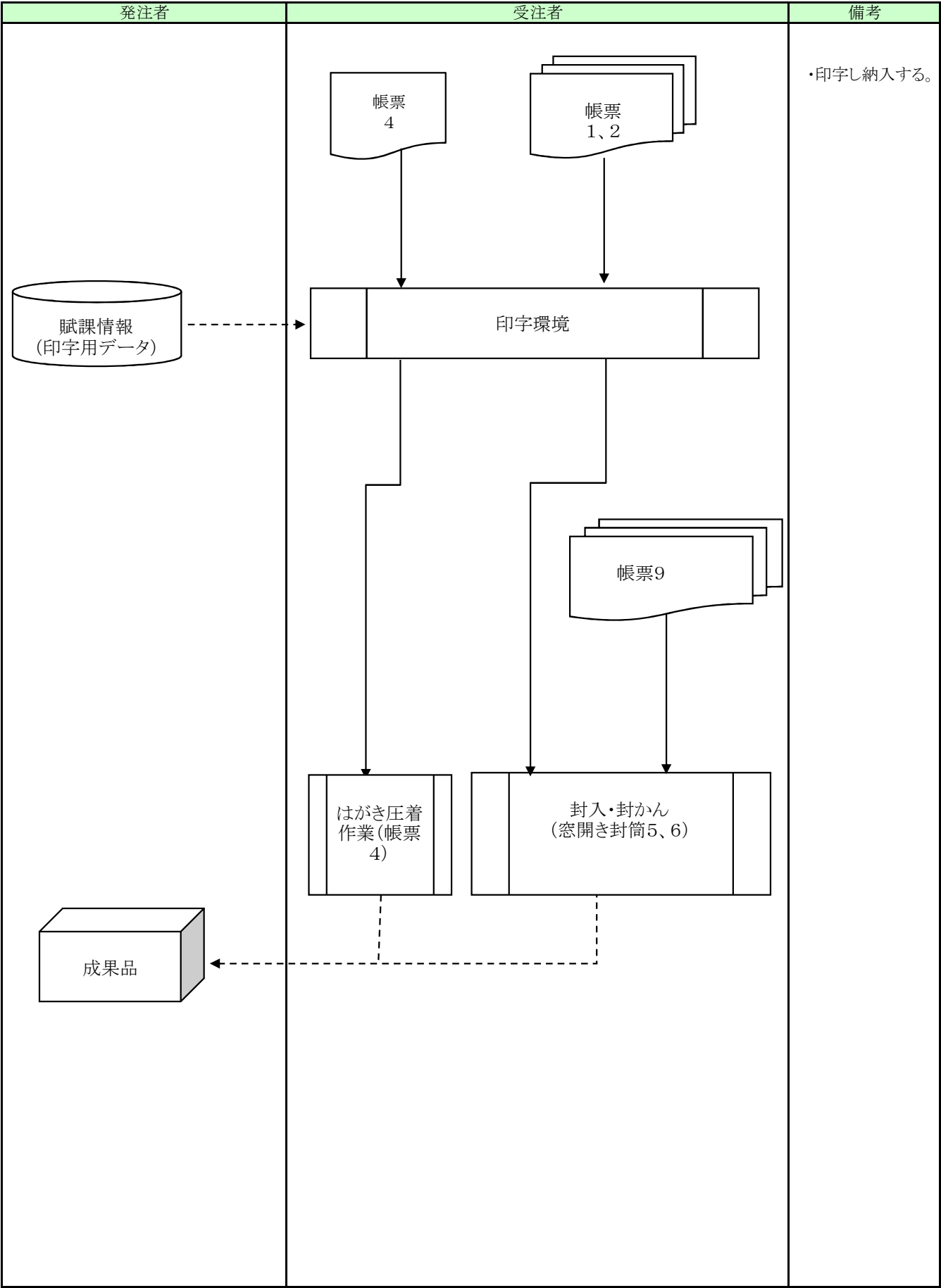
フローチャート④	業務名	令和7年度軽自動車税(種別割)納税通知書等作成及び封入封かん等業務	発行元	東広島市
	資料名	作業範囲と流れ(フローチャート)	作成者	市民税課
	発行日		承認者	

4. 実データ印刷テスト



フローチャート⑤	業務名	令和7年度軽自動車税(種別割)納税通知書等作成及び封入封かん等業務	発行元	東広島市
	資料名	作業範囲と流れ(フローチャート)	作成者	市民税課
	発行日		承認者	

5. 成果品の納入



軽自納通レコードレイアウト(一般用)

	番号	レコード名	属性	桁数		番号	レコード名	属性	桁数
納入 済 通 知 書	1	合計金額税額	X	14	納 税 通 知 書 兼 領 収 証	50	調定年度	N	6
	2	収納機関番号	X	5		51	郵便番号	X	8
	3	納付番号	X	21		52	義務者発送先	N	24
	4	確認番号	X	6		53	バーコード	X	20
	5	納付区分	X	3		54	カウンタ	X	21
	6	調定年度	X	3		55	通知書番号	9	13
	7	課税年度	X	3		56	税額	X	9
	8	税目	N	10		57	納期限	N	11
	9	期別	N	4		58	車両番号	N	15
	10	通知書番号	X	10		59	車種	N	15
	11	納付期限	N	11		60	通知年月日	N	11
	12	車両番号	N	19		61	役職名 1	N	15
	13	照会コード	9	10		62	役職名 2	N	15
	14	OCR 1	X	39		63	電子公印	X	12
	15	OCR 2	X	44		64	氏名 1	N	12
	16	納付者氏名	N	32		65	氏名 2	N	12
	17	CVSバーコード	X	44		66	氏名 3	N	12
	18	納付税額	X	9		67	車両番号 1	N	12
	19	延滞金額	X	9		68	車両番号 2	N	12
	20	督促手数料	X	3		69	有効期限	N	12
受 領 証	21	位置調整	X	1	納 税 証 明	70	調定年度	N	4
	22	調定年度	X	3		71	役職名 1	N	12
	23	課税年度	X	3		72	役職名 2	N	12
	24	税目 1	N	20		73	電子公印	X	12
	25	税目 2	N	20		74	領収印抹消 1	N	12
	26	納付番号	X	15		75	領収印抹消 2	N	12
	27	納期限	N	11		76	領収印抹消 3	N	12
	28	税額	X	9		77	領収印抹消 4	N	12
	29	延滞金額	X	9		78	領収印抹消 5	N	12
	30	督促手数料	X	3		79	領収印抹消 6	N	12
	31	納付合計金額	X	9		80	初度検査年月	N	8
	32	納付者氏名 1	N	16	ド コ Q 等 R	81	eLマーク	X	12
	33	納付者氏名 2	N	16		82	地方税統一QRコード	X	255
領 収 証	34	納付者氏名 1	N	8	この項目は使用しません				
	35	納付者氏名 2	N	8					
	36	納付者氏名 3	N	8					
	37	納付者氏名 4	N	8					
	38	調定年度	X	3					
	39	課税年度	X	3					
	40	税目等 1	N	10					
	41	税目等 2	N	10					
	42	税目等 3	N	10					
	43	税目等 4	N	10					
	44	照会コード	9	10					
	45	納付期限	N	11					
	46	税額	X	9					
	47	延滞金額	X	9					
	48	督促手数料	X	3					
	49	合計金額	X	9					

27 東広島市 納入済通知書 公 通常払込料金加入者負担 金額訂正										50 軽自動車税（種別割）納税通知書兼領収証 公										軽自動車税（種別割）納税証明書（継続検査用）									
81										51										納税義務者 64・65・66									
加入者名 東広島市会計管理者 口座番号 合計金額 1										加入者名 東広島市会計管理者 口座番号 00140-4-967500										車両番号 67・68									
収納機関番号 2 納付番号 3 確認番号 4 納付区分 5										賦課年度 22 相当年度 23										証明書有効期限 69									
賦課年度 6 相当年度 7 税目 8 通知書番号 9 納期限 10 11										税目等 24・25										上記車両について軽自動車税の滞納がないことを証明します。									
12 13										通知書番号 26										70 年度									
33 14 15										納期限 27										71 73									
16 領収日付印										本税 28										72									
（ご注意）バーコードが無いものや金額訂正したものはコンビニエンスストアでは納付できません。収納代行										延滞金 29										領収日付印									
コンビニ収納 17										督促手数料 30										74 75 76 77 78 79									
本税 18 延滞金 19 督促手数料 20										合計金額 31																			
取りまとめ金融機関 〒739-8603 広島銀行西条支店 市町村コード 3E+05 (市/本部控)										納税者氏名 32・33																			
右側破線より35mm 帳票下端より20mm										広島県東広島市 領収日付印																			
82										市町村コード 342122 082-420- 0012																			
										お問い合わせ先 東広島市 市民税課 〒739-8601 東広島市西条栄町 8 番 2 9 号																			
										60 61 62 63																			

コンビニバーコードは「GS1-128シンボルによる標準料金代理
収納ガイドライン（第5版 2022年3月）」を参照のこと。

位置調整を出力
してください

封筒見本の窓からすべて
が見えるよう位置を調整し
てください

領収印抹消を出力
してください

軽自納通レコードレイアウト(口座用)

	番号	レコード名	属性	桁数
口 座 用 納 税 通 知 書	1	郵便番号	X	8
	2	納税義務者送付先	N	23
	3	納税義務者情報	N	23
	4	カウンタ	X	9
	5	年度	N	4
	6	通知書番号	9	10
	7	納税義務者名	N	18
	8	振替対象台数	9	6
	9	振替金額	9	9
	10	金融機関名 上	N	15
	11	金融機関名 下	N	15
	12	預金種別	N	5
	13	口座番号	X	7
	14	口座名義人	N	15
	15	納期限	N	11
	16	処理年月日	N	11
	17	首長職名	N	22
	18	首長名	N	22
	19	年度 1	N	4
	20	通知書番号 1	9	10
	21	通番	9	2
	22	車種	N	10
	23	税額	9	6
	24	標識番号	N	15
	25	登録年月日	N	11
	26	バーコード	X	20
	27	電子公印	X	18

郵便はがき 料金後納郵便 1 2 3 26 4	5年度軽自動車税(種別割)納税通知書 通知書番号6 義務者氏名7 振替対象台数8 振替金額9 金融機関名10・11 預金種別12 口座番号13 口座名義人14 納期限(振替日)15 16 17 18 27	19年度軽自動車課税明細書 通知書番号:20 <table><tr><td>車種</td><td>22</td><td>税額(円)</td><td>23</td></tr><tr><td>標識番号</td><td>24</td><td colspan="2">25</td></tr><tr><td>車種</td><td></td><td>税額(円)</td><td></td></tr><tr><td>標識番号</td><td></td><td>税額(円)</td><td></td></tr><tr><td>車種</td><td></td><td>税額(円)</td><td></td></tr><tr><td>標識番号</td><td></td><td>税額(円)</td><td></td></tr><tr><td>車種</td><td></td><td>税額(円)</td><td></td></tr><tr><td>標識番号</td><td></td><td>税額(円)</td><td></td></tr><tr><td>車種</td><td></td><td>税額(円)</td><td></td></tr><tr><td>標識番号</td><td></td><td>税額(円)</td><td></td></tr><tr><td>車種</td><td></td><td>税額(円)</td><td></td></tr><tr><td>標識番号</td><td></td><td>税額(円)</td><td></td></tr><tr><td>21車種</td><td></td><td>税額(円)</td><td></td></tr><tr><td>標識番号</td><td></td><td>税額(円)</td><td></td></tr><tr><td>車種</td><td></td><td>税額(円)</td><td></td></tr><tr><td>標識番号</td><td></td><td>税額(円)</td><td></td></tr><tr><td>車種</td><td></td><td>税額(円)</td><td></td></tr><tr><td>標識番号</td><td></td><td>税額(円)</td><td></td></tr><tr><td>車種</td><td></td><td>税額(円)</td><td></td></tr><tr><td>標識番号</td><td></td><td>税額(円)</td><td></td></tr><tr><td>車種</td><td></td><td>税額(円)</td><td></td></tr><tr><td>標識番号</td><td></td><td>税額(円)</td><td></td></tr><tr><td>車種</td><td></td><td>税額(円)</td><td></td></tr><tr><td>標識番号</td><td></td><td>税額(円)</td><td></td></tr></table>	車種	22	税額(円)	23	標識番号	24	25		車種		税額(円)		標識番号		税額(円)		車種		税額(円)		標識番号		税額(円)		車種		税額(円)		標識番号		税額(円)		車種		税額(円)		標識番号		税額(円)		車種		税額(円)		標識番号		税額(円)		21車種		税額(円)		標識番号		税額(円)		車種		税額(円)		標識番号		税額(円)		車種		税額(円)		標識番号		税額(円)		車種		税額(円)		標識番号		税額(円)		車種		税額(円)		標識番号		税額(円)		車種		税額(円)		標識番号		税額(円)	
車種	22	税額(円)	23																																																																																															
標識番号	24	25																																																																																																
車種		税額(円)																																																																																																
標識番号		税額(円)																																																																																																
車種		税額(円)																																																																																																
標識番号		税額(円)																																																																																																
車種		税額(円)																																																																																																
標識番号		税額(円)																																																																																																
車種		税額(円)																																																																																																
標識番号		税額(円)																																																																																																
車種		税額(円)																																																																																																
標識番号		税額(円)																																																																																																
21車種		税額(円)																																																																																																
標識番号		税額(円)																																																																																																
車種		税額(円)																																																																																																
標識番号		税額(円)																																																																																																
車種		税額(円)																																																																																																
標識番号		税額(円)																																																																																																
車種		税額(円)																																																																																																
標識番号		税額(円)																																																																																																
車種		税額(円)																																																																																																
標識番号		税額(円)																																																																																																
車種		税額(円)																																																																																																
標識番号		税額(円)																																																																																																
東広島市 〒739-8601 広島県東広島市西条栄町8番29号 財務部 市民税課 TEL 082-420-0910(直通) FAX 082-422-6810 市役所からの大切なお知らせです。 矢印方向にゆっくりはがしてください。ご案内は内側および裏面にあります。 裏面も同様に左下よりはがしてご覧ください。 雨等でぬれた場合には、かわかしてからをはがしてください。																																																																																																		

令和 7 年度軽自動車税（種別割）納税通知書等作成及び封入封かん等業務印刷見本一覧表

帳票番号	品名
1	軽自動車税（種別割）納税通知書 一般用○公（当初用）
2	軽自動車税（種別割）納税通知書 一般用□公（当初用）
3	軽自動車税（種別割）納税通知書 一般用□公（随時用）
4	軽自動車税（種別割）納税通知書 口座用
5	窓開き封筒 区内特
6	窓開き封筒 区内特外
7	窓開き封筒 随時用
8	窓開き封筒 長 3
9	チラシ（令和 7 年度軽自動車税について）

書 樣 仕 刷 印

東広島市

品 名	軽自動車税(種別割)納税通知書(帳票番号1) 一般用○公(当初用)
数 量	冊 66,000 枚 (見込み) セット(部)
寸 法	☐ B 判 ☐ その他 横 縦 ☐ A 判 cm × cm ☒ その他(見本のとおり)
用 紙	☐ 上質紙 kg ☐ ☒ 見本①のとおり(紙の厚さ、硬さともに) (OCR用紙70kg(再生品を使用しない))
製 本	☒ 無 ☐ 有
表紙用紙	☒ 無 ☐ 有 ☐ 上質紙 kg ☐ その他 ☐ 見本のとおり
刷 り 方	☐ 片 面 ☒ 両 面
刷 り 色	☒ 見本①のとおり ☐ その他 (表2色、裏2色)
校 正	☐ 無 (責任校正) 所 属 財務部 市民税課 税務調整係 ☒ 有(2回) T E L 082-420-0910(直通)
原 稿	☒ 見 本 ① ☒ 原 稿 ①
その他の仕 様	校正により枠、文言やミシン目の変更を行う場合がある。 機械で読ませるため、枠の位置を変えないこと。 令和6年度の納税通知書とレイアウトが異なる場合がある。 裏面の文章は見本から変更を行う場合がある。 印刷方法(連票・単票)は問わない。 仮印刷(ゲラ刷り)見本による金融機関の検査、合格後、本刷りとする。 確定数量については本刷りの際に指示する。 印刷にとりかかる前に担当者と十分協議すること。
納入期限	
納入場所	東広島市役所 市民税課

東広島市

品 名	軽自動車税(種別割)納税通知書(帳票番号2) 一般用口公(当初用)
数 量	冊 12,000 枚 (見込み) セット(部)
寸 法	☐ B 判 ☐ その他 横 縦 ☐ A 判 cm × cm ☒ その他(見本のとおり)
用 紙	☐ 上質紙 kg ☐ ☒ 見本②のとおり(紙の厚さ、硬さともに) (OCR用紙70kg(再生品を使用しない))
製 本	☒ 無 ☐ 有
表紙用紙	☒ 無 ☐ 有 ☐ 上質紙 kg ☐ その他 ☐ 見本のとおり
刷 り 方	☐ 片 面 ☒ 両 面
刷 り 色	☒ 見本②のとおり ☐ その他 (表2色、裏2色)
校 正	☐ 無 (責任校正) 所 属 財務部 市民税課 税務調整係 ☒ 有(2回) T E L 082-420-0910(直通)
原 稿	☒ 見 本 ② ☒ 原 稿 ②
その他の仕 様	校正により枠、文言やミシン目の変更を行う場合がある。 機械で読ませるため、枠の位置を変えないこと。 令和6年度の納税通知書とレイアウトが異なる場合がある。 裏面の文章は見本から変更を行う場合がある。 印刷方法(連票・単票)は問わない。 仮印刷(ゲラ刷り)見本による金融機関の検査、合格後、本刷りとする。 確定数量については本刷りの際に指示する。 印刷にとりかかる前に担当者と十分協議すること。
納入期限	
納入場所	東広島市役所 市民税課

東広島市

品 名	軽自動車税(種別割)納税通知書(帳票番号3) 一般用口公(随時用)
数 量	冊 1,000 枚 セット(部)
寸 法	☐ B 判 ☐ その他 横 縦 ☐ A 判 cm × cm ☒ その他(見本のとおり)
用 紙	☐ 上質紙 kg ☐ ☒ 見本③のとおり(紙の厚さ、硬さともに) (OCR用紙70kg(再生品を使用しない))
製 本	☒ 無 ☐ 有
表紙用紙	☒ 無 ☐ 有 ☐ 上質紙 kg ☐ その他 ☐ 見本のとおり
刷 り 方	☐ 片 面 ☒ 両 面
刷 り 色	☒ 見本③のとおり ☐ その他 (表2色、裏2色)
校 正	☐ 無 (責任校正) 所 属 財務部 市民税課 税務調整係 ☒ 有(2回) T E L 082-420-0910(直通)
原 稿	☒ 見 本 ③ ☒ 原 稿 ③
その他の仕 様	校正により枠、文言やミシン目の変更を行う場合がある。 機械で読ませるため、枠の位置を変えないこと。 裏面の文章は見本から変更を行う場合がある。 令和6年度の納税通知書とレイアウトが異なる場合がある。 A3サイズ of 用紙に上下を反転させ2通分印刷すること。 単票形式で納品すること。 1,000枚単位で箱詰めすること。 仮印刷(ゲラ刷り)見本による金融機関の検査、合格後、本刷りとする。 印刷にとりかかる前に担当者と十分協議すること。
納入期限	
納入場所	東広島市役所 市民税課

印刷仕様書

東広島市

品 名	軽自動車税(種別割)納税通知書(帳票番号4) 口座用
数 量	冊 12,000 枚 (見込み) セット(部)
寸 法	☐ B 判 ☐ その他 横 縦 ☐ A 判 cm × cm ☒ その他(はがき)
用 紙	☐ 上質紙 kg ☐ ☒ その他(指定しない)
製 本	☐ 無 ☒ 有
表紙用紙	☒ 無 ☐ 有 ☐ 上質紙 kg ☐ その他 ☐ 見本のとおり
刷 り 方	☐ 片 面 ☒ 両 面
刷 り 色	☒ 見本のとおり ☐ その他
校 正	☐ 無 (責任校正) 所 属 財務部 市民税課 税務調整係 ☒ 有(2回) T E L 082-420-0910(直通)
原 稿	☒ 見 本 ④ ☒ 原稿 ④-1~6
その他の仕 様	校正により枠や文言の変更を行う場合がある。 両面印刷とし、両面ともに通知文書を記載するため、裏面のフォントの大きさやレイアウトは担当者と協議して決定する。 折り方はZ折りとする。 確定数量については第2回引渡し時に指示する。 印刷にとりかかる前に担当者と十分協議すること。
納入期限	
納入場所	東広島市役所 市民税課

東広島市

納入期限	
納入場所	東広島市役所 市民税課

東広島市

東広島市役所 市民税課

東広島市

印刷仕様書

東広島市

品 名	窓開き封筒(帳票番号8) 長3
数 量	冊 3,000 枚 セット(部)
寸 法	☐ B 判 ☒ その他 横 縦 ☐ A 判 22.5 cm × 12 cm ☒ その他(見本⑧のとおり)
用 紙	☒ 上質紙 70kg ☐
製 本	☒ 無 ☐ 有
表紙用紙	☒ 無 ☐ 有 ☐ 上質紙 kg ☐ その他 ☐ 見本のとおり
刷 り 方	☒ 片 面 ☐ 両 面
刷 り 色	☒ 黒 ☐ その他
校 正	☐ 無 (責任校正) 所 属 財務部市民税課 税務調整係 ☒ 有 (2回) 直 通 082-420-0910(直通)
原 稿	☒ 見 本 ⑧ ☐ 原 稿
その他の仕様	校正により枠や文言の変更を行う場合がある。 封筒の組み立て方は添付の見本のとおりにすること。 広告の掲載は行わないので、注意すること。 印字については見本のとおりにすること。 紙色はグレー、印字色は黒とすること。 窓枠の位置は上から10mm左から20mm 窓のサイズは、横95mm縦50mmとする。 封筒ののり口は見本のとおり合わせただけで封かん可能なものとすること。 製作にとりかかる前に担当者と十分協議すること。
納入期限	
納入場所	東広島市役所 市民税課

東広島市

[illegible]

帳票レイアウト										軽自動車税										システム										バッチ										サブシステム										帳票名										納税通知書(口座用)									
コード										V4										コード										B1																																							
郵便はがき										NNNN 年度 軽自動車税 (種別割) 納税通知書										NNNN 年度 軽自動車課税明細書										原稿 ④-1																																							
料金後納 郵便										通知書番号 99999999999										通知書番号: 99999999999																																																	
納税義務者情報 6行編集 ・送付先住所 ・送付先氏名 ・義務者氏名 (様方、様方編集)										納税者氏名 NN------(18)-----NN										ZZ 車種 NN---(10)---NN 税額(円) ZZZ, ZZZ																																																	
XXXXXXXXXX										振替対象台数 ZZZ, ZZZ 台										ZZ 車種 NN---(10)---NN 税額(円) ZZZ, ZZZ																																																	
NN------(23)-----NN										振替金額 ZZZ, ZZZ, ZZZ 円										ZZ 車種 NN---(10)---NN 税額(円) ZZZ, ZZZ																																																	
NN------(23)-----NN										金融機関名 NN------(15)-----NN										ZZ 車種 NN---(10)---NN 税額(円) ZZZ, ZZZ																																																	
NN------(23)-----NN										NN------(15)-----NN										ZZ 車種 NN---(10)---NN 税額(円) ZZZ, ZZZ																																																	
NN------(23)-----NN										預金種別 N-(5)-N										ZZ 車種 NN---(10)---NN 税額(円) ZZZ, ZZZ																																																	
NN------(23)-----NN										口座番号 XXXXXXXX										ZZ 車種 NN---(10)---NN 税額(円) ZZZ, ZZZ																																																	
NN------(23)-----NN										口座名義人 NN------(15)-----NN										ZZ 車種 NN---(10)---NN 税額(円) ZZZ, ZZZ																																																	
納税通知書番号										納期限(振替日) NN------(11)-----NN										ZZ 車種 NN---(10)---NN 税額(円) ZZZ, ZZZ																																																	
NN------(12)-----NN 9999999999										処理年月日 NN------(11)-----NN										ZZ 車種 NN---(10)---NN 税額(円) ZZZ, ZZZ																																																	
問合せ先										首長職名 NN------(22)-----NN										ZZ 車種 NN---(10)---NN 税額(円) ZZZ, ZZZ																																																	
納税義務者コード										首長名 NN------(22)-----NN										ZZ 車種 NN---(10)---NN 税額(円) ZZZ, ZZZ																																																	
										公印										通知文																																																	
市章 東広島市										※注意 この通知書は継続検査用証明書ではありません。																																																											
〒739-8601 広島県東広島市西条栄町8番29号																																																																					
財務部 市民税課																																																																					
TEL 082-420-0910 (直通)																																																																					
FAX 082-422-6810																																																																					
市役所からの大切なお知らせです。 ご案内は内側にあります。矢印に向かってゆっくりはがしてご覧ください。 裏面も同様に左下よりはがしてご覧ください 雨等でぬれた場合は、乾かしてからはがしてください。																																																																					

All Rights Reserved, Copyright ©富士通株式会社(2008)

通知書番号	
-------	--

納税者氏名	
-------	--

振替対象台数	台
振替金額	円

金融機関名	
預金種別	
口座番号	
口座名義人	
納期限（振替日）	

1

通知書番号：

原稿 ④－2

	車種	税額（円）
	標識番号	
	車種	税額（円）
	標識番号	
	車種	税額（円）
	標識番号	
	車種	税額（円）
	標識番号	
	車種	税額（円）
	標識番号	
	車種	税額（円）
	標識番号	
	車種	税額（円）
	標識番号	
	車種	税額（円）
	標識番号	
	車種	税額（円）
	標識番号	
	車種	税額（円）
	標識番号	
	車種	税額（円）
	標識番号	
	車種	税額（円）
	標識番号	

※注意 この通知書は継続検査用証明書ではありません。

原稿④-1の中央と右を拡大

2

帳 票 レ イ ア ウ ト																														軽自動車税		システム		バッチ		サブシステム		帳票名		納税通知書(口座用)																																																			
																														コード V4		コード B1																																																											
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66																										
裏面左端																														裏面真ん中																														裏面右端																														原稿 ④－3	
令和7年度軽自動車税(種別割)の 税額																														ア)電気自動車・天然ガス自動車																														4. 延滞金について																															
4																														5																														6																															

令和7年度軽自動車税(種別割)の税額

原付、二輪、小型特殊、ボートトレーラー、ミニカー税額表(表1)

車種		税額 (年額)
原動機付自転車	① 第一種 一般原動機付自転車 (一般原付) (総排気量50cc 以下) (定格出力0.6kw 以下) (②、⑤に掲げるものを除く)	2,000
	② 第一種 特定小型原動機付自転車 (特定原付) (最高速度20 km /h 以下、定格出力0.6kw 以下、 長さ1.9m以下、幅0.6m以下のもの)	2,000
	③ 第二種 乙 (二輪のもので総排気量50cc 超90cc 以下) (定格出力0.6kw 超0.8kw 以下)	2,000
	④ 第二種 甲 (二輪のもので総排気量90cc 超125cc 以下) (定格出力0.8kw 超1kw 以下)	2,400
	⑤ ミニカー (三輪以上のもので総排気量20cc 超50cc 以下 または定格出力0.25kw 超0.6kw 以下)	3,700
二輪の軽自動車 (総排気量125cc 超250cc 以下)		3,600
二輪の小型自動車 (総排気量250cc 超)		6,000
小型特殊自動車	農耕作業用 (農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車 (型式認定番号が (農) から始まるもの))	2,000
	その他	5,800
ボートトレーラー		3,600

三輪以上の軽自動車税額表 (表2)

車種			税額 (年額)		
			(A) 初度検査年月が 平成24年4月～平 成27年3月の車両	(B) ※1 初度検査年月が 平成27年4月以降 の車両	(C) ※2 初度検査年月が 平成24年3月以前 の車両 (新車登 録から13年経過 した車両※3)
三 輪 の 軽 自 動 車			3,100	3,900	4,600
四輪以上の軽 自動車	乗用	営業用	5,500	6,900	8,200
		自家用	7,200	10,800	12,900
	貨物用	営業用	3,000	3,800	4,500
		自家用	4,000	5,000	6,000

※1 平成27年4月1日以降に新車登録した車両から新しい税額になっています。
ただし、令和6年4月1日～令和7年3月31日までに新規取得した車両が、次の基準を満たしている場合は、令和7年度に軽自動車税グリーン化特例(軽課)が適用され、軽自動車税(種別割)が軽減されます。
(この特例による軽課が適用されるのは1年限りです。)
なお、この軽課措置のうち50%、25%軽減の対象は営業用乗用車に限ります。



矢印に向かってゆっくりはがしてご覧ください。

ア)電気自動車・天然ガス自動車

75/100の軽減

三 輪 の 軽 自 動 車			1,000
四輪以上の軽自動車	乗 用	営 業 用	1,800
		自 家 用	2,700
	貨 物 用	営 業 用	1,000
		自 家 用	1,300

イ)R12燃費基準値の90%以上かつR2燃費基準値以上の営業用の乗用車

50/100の軽減

三 輪 の 軽 自 動 車	乗 用	営 業 用	2,000
四輪以上の軽自動車	乗 用	営 業 用	3,500

ウ)R12燃費基準値の70%以上かつR2燃費基準値以上の営業用の乗用車

25/100の軽減

三 輪 の 軽 自 動 車	乗 用	営 業 用	3,000
四輪以上の軽自動車	乗 用	営 業 用	5,200

※2 新車登録してから13年が経過した車両は経年重課が適用され、税額が上がります。

令和7年度から重課の対象となるのは、「初度検査年月」が平成24年3月以前の車両です。以降、毎年度「初度検査年月」から13年を経過した車両がこの重課の対象に加わります。

お持ちの車両の「初度検査年月」は自動車検査証に記載されていますので、ご確認ください。

※3 電気軽自動車・天然ガス軽自動車・メタノール軽自動車・混合メタノール軽自動車・電力併用軽自動車は、経年重課の対象から除外されます。

1. 賦課の根拠

◆地方税法第463条の16及び市税条例第83条の規定により、本年4月1日における所有者に課税されます。

◆地方税法第443条及び市税条例第80条の規定により、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車に対し、その所有者に課税されます。

2. 廃車申告

◆車両の異動(譲渡・市外転出・廃車・盗難・紛失等)がありましたら、速やかに手続きをしてください。

◆4月2日以降に廃車手続きをされてもその年度は全額課税されます。月割還付制度はありません。

3. 不服申立て

◆この処分に不服がある場合においては処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に市長に審査請求することができます。処分の取消しの訴えは、当該審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(市長が被告の代表者になります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他、裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

【重要】

令和6年度より口座振替に係る納税証明書の送付は二輪の小型自動車を除いてなくなります。詳しくはHPへ。



4. 延滞金について

◆納期限までに税金を納付されない場合は、次の方法により求めた延滞金の額を加えて納付していただくことになります。納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その金額(金額の全額が2,000円未満の場合にはその全額を、金額の全額が2,000円以上の場合には1,000円未満の端数をそれぞれ切り捨てます。)に延滞金特例基準割合(平均貸付割合(各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における短期貸付けの平均利率(当該各月において銀行が新たに行った貸付けに係る利率の平均))に年1%を加算した割合)に年7.3%を加算した割合(納期限の翌日から1か月を経過するときまでの期間については延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合)を乗じて算出します。ただし、算出した延滞金額が1,000円未満の場合にはその全額を、その金額が1,000円以上の場合には100円未満の端数金額をそれぞれ切り捨てます。

5. 滞納処分について

◆督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにこの税金や延滞金を完納されない場合には、滞納処分を受けることになります。

6. 減免

今年度の申請期限は令和7年6月2日(月)です。

必ず申請期限までに申請してください。

◆障がい者減免

4月1日時点で障害者手帳等の交付を受けておられる方で、一定の要件を満たせば軽自動車税(種別割)が減免されます。ただし、普通自動車で減免を受けられている方は、軽自動車で減免を受けることはできません。減免を受けられるのは、障害者手帳をお持ちの方お一人につき1台(普通自動車を含めて)です。

◆構造減免

構造が専ら身体障がい者等の利用に供するための軽自動車(車椅子に乗ったまま円滑に当該軽自動車等を利用するための昇降装置もしくは固定装置又は浴槽を装着する等特別な仕様により製造され、又は構造変更が加えられている車両)を所有されている方は、軽自動車税(種別割)が減免されます。なお、この減免には台数制限はありません。

7. 各種手続きについて

転居・転出をした場合: 定置場の変更手続きが必要です。

車両を廃棄等した場合: 廃車(登録抹消)の手続きが必要です。

車両を譲渡した場合: 名義変更の手続きが必要です。

手続きおよびお問い合わせ先は以下をご覧ください。

◆原動機付自転車(125cc以下)

◆小型特殊自動車

手続き先

お近くの市区町村役場で手続きができる場合があります。

お問い合わせ先

東広島市 市民税課
東広島市西条栄町8番29号
TEL 082-420-0910

◆二輪の軽自動車・小型自動車

(125ccを超えるバイク)

手続き先

お近くの運輸支局
お問い合わせ先
広島運輸支局
広島市西区観音新町四丁目13番13-2号
TEL 050-5540-2068

◆三輪・四輪の軽自動車

手続き先

お近くの軽自動車検査協会
お問い合わせ先
軽自動車検査協会 広島主管事務所
広島市西区観音新町四丁目13番13-4号
TEL 050-3816-3080

◆そのほかのお問い合わせ先

・軽自動車税(種別割)に関すること
東広島市市民税課
TEL 082-420-0910 FAX 082-422-6810
・納付方法や納税証明に関すること
東広島市収納課
TEL 082-420-0912 FAX 082-423-4968

令和7年度軽自動車税（種別割）について（必ずご覧ください）

軽自動車税（種別割）の賦課

軽自動車税（種別割）は、軽自動車等（原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車（農耕トラクタ、フォーク・リフト等）・2輪の小型自動車）の定置場（主として駐車する場所）が所在する市町村において、毎年4月1日現在の所有者に対して課税されます。これに基づき、納税通知書を発送しますので、納期限までに納付してください。

なお、月割課税制度はありませんので、4月2日以降に軽自動車等を廃車されても、その年度分の税金を全額納めていただくことになります。

重要 廃車手続きがお済みの方へ

4月1日までに廃車手続きを完了したにもかかわらず、この通知が届いた場合には、お手数ですが、東広島市市民税課までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

東広島市役所 〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号

<軽自動車税（種別割）に関する事> 市民税課 TEL 082-420-0910

FAX 082-422-6810

<納付方法や納税証明に関する事> 収納課 TEL 082-420-0912

FAX 082-423-4968

各種手続きについて

転居・転出をした場合：定置場の変更手続きが必要です。

車両を廃棄した場合：廃車（登録抹消）の手続きが必要です。

車両を譲渡した場合：名義変更の手続きが必要です。

手続き及びお問い合わせ先は以下をご覧ください。

◆原動機付自転車（125cc以下）

◆小型特殊自動車

手続き先

お近くの市区町村役場で手続きができる場合があります。

お問い合わせ先

東広島市市民税課

東広島市西条栄町8番29号

TEL 082-420-0910

◆二輪の軽自動車・小型自動車

（125ccを超えるバイク）

手続き先

お近くの運輸支局

お問い合わせ先

広島運輸支局

広島市西区観音新町四丁目13番13-2号

TEL 050-5540-2068

◆三輪・四輪の軽自動車

手続き先

お近くの軽自動車検査協会

お問い合わせ先

軽自動車検査協会広島主管事務所

広島市西区観音新町四丁目13番13-4号

TEL 050-3816-3080

多言語版(英語版、中国語版)をご覧になりたい場合は、こちらの

QRコードをスキャンしてください。

This information is available in English. If you would like to view the English version site, please scan the QR code.

此内容含中文版。如果你想阅览中文版的话，请扫描二维码。



令和7年度軽自動車税（種別割）の税率

原付、二輪、小型特殊、ボートトレーラー、ミニカー税額表（表1）

単位：円

車種		税額（年額）
原動機付 自転車	① 第一種 一般原動機付自転車（一般原付） （総排気量 50cc 以下または定格出力 0.6kw 以下）（②、⑤に掲げるものを除く）	2,000
	② 第一種 特定小型原動機付自転車（特定原付）（最高速度 20 km/h 以下、定格出力 0.6kw 以下、長さ 1.9m 以下、幅 0.6m 以下のもの）	2,000
	③ 第二種 乙 （二輪のもので総排気量 50cc 超 90cc 以下または定格出力 0.6kw 超 0.8kw 以下）	2,000
	④ 第二種 甲 （二輪のもので総排気量 90cc 超 125cc 以下または定格出力 0.8kw 超 1kw 以下）	2,400
	⑤ ミニカー（三輪以上のもので総排気量 20cc 超 50cc 以下または定格出力 0.25kw 超 0.6kw 以下）	3,700
二輪の軽自動車（総排気量が 125cc 超 250cc 以下）		3,600
二輪の小型自動車（総排気量が 250cc 超）		6,000
小型特殊 自動車	農耕作業用（農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車（型式認定番号が（農）から始まるもの））	2,000
	その他	5,800
ボートトレーラー		3,600

三輪以上の軽自動車税額表（表2）

単位：円

車種			税額（年額）					
			初度検査年月			(1 年) グリーン化特例対象車※3		
			平成 24 年 4 月～平成 27 年 3 月 (標準税率) (旧税率)	平成 27 年 4 月以降 (標準税率) (新税率)	平成 24 年 3 月以前 ※1 (重課税率) ※2	電 気 自 動 車・天然ガ ス軽自動車 (75%軽減)	ガソリン車・ハイブリット車 令和 12 年度 燃 費 基 準 90%達成 (50%軽減)	令和 12 年度 燃 費 基 準 70%達成 (25%軽減)
三輪の軽自動車			3,100	3,900	4,600	1,000	2,000※4	3,000※4
四輪以 上の軽 自動車	乗用	営業用	5,500	6,900	8,200	1,800	3,500	5,200
		自家用	7,200	10,800	12,900	2,700		
	貨物用	営業用	3,000	3,800	4,500	1,000		
		自家用	4,000	5,000	6,000	1,300		

※1 新車登録してから13年が経過した車両は経年重課が適用され、税額が上がります。

令和7年度から重課の対象となるのは、『初度検査年月』が平成24年3月以前の車両です。以降、毎年度『初度検査年月』から13年を経過した車両がこの重課の対象に加わります。

お持ちの車両の『初度検査年月』は自動車検査証に記載されていますので、ご確認ください。

※2 電気軽自動車・天然ガス軽自動車・メタノール軽自動車・混合メタノール軽自動車・電力併用軽自動車は、経年重課の対象から除外されます。

※3 令和6年4月1日～令和7年3月31日までに新車登録した車両が、電気自動車・天然ガス軽自動車（平成21年排出ガス基準10%低減達成車又は平成30年排出ガス基準達成車）の場合、もしくはガソリン車・ハイブリット車（※4 営業用乗用車に限る）で令和12年度及び令和2年度の燃費基準を達成した車は、令和7年度1年に限り、軽自動車税グリーン化特例（軽課）が適用され、軽自動車税が軽減されます。

—裏面もご覧ください—

納付の方法

軽自動車税（種別割）は納付書による『払込み』又は『口座振替』により納付してください。納付される際には、納付書の裏面に掲載してある全国の地方税統一QRコード対応金融機関、取扱コンビニエンスストア又は対応スマートフォンアプリをご利用ください。また、来年度から口座振替をご希望の方は東広島市収納課（TEL 082-420-0912）までご連絡ください。

※スマートフォンを利用して納付するには、アプリのインストールが必要です。アプリを起動し、納付書表面に印字してあるQRコード又はバーコードを読み取って納付してください。金融機関やコンビニエンスストアに行く必要はありません。対応スマートフォンアプリを使ってお支払いいただいた場合、納税証明書が発行されないため、**納付後すぐに車検を受ける予定の場合は納税証明書が発行される金融機関やコンビニエンスストアで納付してください。**

スマートフォンアプリを利用する納付について

『地方税お支払いサイト』より、①eL-QR（QRコード）の読み取りか、②eL番号（納付書番号）を入力することで以下の(1)から(4)の納付方法でお支払いできます。他にもeL-QR対応スマホアプリでもお支払いできます。

※納付の完了通知や手続き処理の結果等を受け取るためのメールアドレスの登録が必要です。

- (1) クレジットカード（システム利用手数料が別途かかります。）
- (2) インターネットバンキング（金融機関において、事前登録が必要です。）
- (3) ダイレクト方式（口座振替）（口座情報を特定するために、eLTAXの利用者IDによるログインと、金融機関において、事前登録が必要です。）
- (4) 『地方税お支払いサイト』でページ番号を発行して、ページ対応ATM等に手入力して納付することが可能です。

※ eLTAX のサービス利用可能時間内のみ利用可能なお手続きがあります。

広島県東広島市 領収済通知書

②

市町村コード	342122
加入者名	東広島市会計管理者
口座番号	01300-3-960043

合計金額	12,900 円
------	----------

収納機関番号	123456	納付番号	06-2023-1234567890	確認番号	123456	検算	123
--------	--------	------	--------------------	------	--------	----	-----

領収ID 33

イメージ イメージ イメージ イメージ イメージ

納付者住所氏名	領収日付印
コンビニ収納用	バーコード
504S12347	

本税	円	延滞金	円	督促手数料	円
取りまとめ金融機関	〒739-8603 広島銀行西条支店	収納代行	地銀ネットワークサービス㈱		
取りまとめ店	ゆうちょ銀行 公金QR受持貯金事務センター				

①

QRコード

(市/コンビニ本部保管)

『地方税お支払いサイト』

お支払いページはこちら



お問い合わせ総合窓口はこちら



継続検査用納税証明書について

令和5年1月より、軽自動車税（種別割）の納付情報を、軽自動車検査協会がオンラインで確認できる「軽JNKS」の運用が開始されました。これにより、車検時に継続検査窓口での「納税証明書の提示」が原則不要となりました。

このことに伴い、令和6年度から口座振替でお支払いいただいた方に発送しておりました軽自動車税（種別割）納税証明書（継続検査用）は送付されません。

※対象は軽自動車（三輪・四輪）が対象です。二輪の小型自動車は、これまでどおり従来の納税証明書の提示が必要です。

※軽自動車検査協会への納税情報の提供に、金融機関の窓口やコンビニエンスストアで納付後、1か月程度を要します。納付後すぐに車検を受ける場合には、これまでどおり紙の納税証明書の提示が必要であるため、納税証明書が発行される金融機関やコンビニエンスストアで納付してください。



納税通知書の最右欄に領収印のあるものは継続検査用納税証明書として使用できます。

ただし、ATMで納付するために納税通知書の最右欄を切り取った場合や、スマートフォンを利用して納付した場合など、納税通知書の最右欄に領収印のないものは、納付されていたとしても継続検査用納税証明書としては使用できません。その場合は、継続検査の際に東広島市収納課、市民課、各支所・出張所で納税証明書（車検用）の交付を受けてください。また、納税証明書の有効期限は翌年度の軽自動車税（種別割）納期限の前日となります。

詳しくは、東広島市収納課（TEL 082-420-0912）にお問い合わせください。

軽自動車税（種別割）の減免について

◆障がい者減免

今年度の申請期限は令和7年6月2日（月）です。必ずこれまでに申請してください。

4月1日時点で障害者手帳等を交付されている方は、一定の要件を満たせば減免を受けることができます。ただし、普通自動車で減免を受けられている方は、軽自動車で減免を受けることはできません。**減免を受けられるのは、障がいをお持ちの方お一人につき1台（普通自動車を含む）です。**

申請の際に必要なもの

- ・身体障害者手帳（氏名及び障がいの内容・等級が確認できるページ）等の写し
- ・運転者の免許証の写し
- ・納税通知書
- ・納税義務者の個人番号（マイナンバー）のわかるもの



障がい者と納税義務者の関係による減免の可否や減免の対象となる障がいの範囲についてをご覧になりたい場合は、こちらのQRコードをスキャンしてください。

◆構造減免

車椅子に乗ったまま円滑に当該軽自動車等を利用するための昇降装置もしくは固定装置又は浴槽を装着する等特別な仕様により製造され、又は構造変更が加えられている車両であり、かつ、専ら身体障がい者等の利用を目的とする場合は、軽自動車税が減免されます。なお、この減免には台数制限はありません。

申請の際に必要なもの

- ・軽自動車検査証の写し
- ※車検証で構造が確認できない場合は車両の構造がわかる写真等が必要です。
- ・納税通知書
- ・納税義務者の個人番号（マイナンバー）のわかるもの

申請期間は納税通知書が届いてから、納期限までです。

減免の要件等、詳しくは東広島市市民税課（TEL 082-420-0910）にお問い合わせください。

障害をお持ちの方、またはその家族の方には減免制度があります。
今年度の減免申請期限は令和7年6月2日（月）です。

別紙
納税通知書
兼領収証書
裏面文言

1. 賦課の根拠

◆地方税法第463条の16及び市税条例第83条の規定により、本年4月1日における所有者に課税されます。

◆地方税法第443条及び市税条例第80条の規定により、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車に対し、その所有者に課税されます。

2. 廃車申告

◆車両の異動（譲渡・市外転出・廃車・盗難・紛失等）がありましたら、速やかに手続きをしてください。

◆4月2日以降に廃車手続きをされてもその年度は全額課税されます。月割還付制度はありません。

3. 不服申立て

◆この処分に不服がある場合においては処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に市長に審査請求することができます。処分の取消しの訴えは、当該審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者になります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他、裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

4. 延滞金について

◆納期限までに税金を納付されない場合は、次の方法により求めた延滞金の額を加えて納付していただくことになります。納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その金額（金額の全額が2,000円未満の場合にはその全額を、金額の全額が2,000円以上の場合には1,000円未満の端数をそれぞれ切り捨てます。）に延滞金特例基準割合（平均貸付割合（各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における短期貸付けの平均利率（当該各月において銀行が新たに行った貸付けに係る利率の平均））に年1%を加算した割合）に年7.3%を加算した割合（納期限の翌日から1か月を経過するときまでの期間については延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合）を乗じて算出します。ただし、算出した延滞金額が1,000円未満の場合にはその全額を、その金額が1,000円以上の場合には100円未満の端数金額をそれぞれ切り捨てます。

5. 滞納処分について

◆督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにこの税金や延滞金を完納されない場合には、滞納処分を受けることになります。

6. 減免

◆身体障がい者の方及び精神障がい者等の方又はその家族の方で一定の要件に該当する場合は納期限までに申請されますと、軽自動車税（種別割）が減免されます。

軽自動車税に関するお問い合わせ先

東広島市 財務部市民税課 TEL082-420-0910 FAX082-422-6810

納付方法や納税証明に関するお問い合わせ先

東広島市 財務部収納課 TEL082-420-0912 FAX082-423-4968

[illegible]

04_【地方税共通納税システム】別紙:「QRコード」データレイアウト(案)_1.0版_20210831.xlsx 1/1